

福祉文教委員会会議録

令和4年9月15日（木）

（開会）10：00

（閉会）16：56

【案件】

1. 議案第77号 契約の締結（（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事）
2. 議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（嘉飯地区中学校新人バレーボール大会での負傷事故）

【所管事務調査】

1. 地域活動指導員について
2. 子どもの安全について

【報告事項】

1. 飯塚市立子ども図書館整備等検討委員会の設置について（生涯学習課）
2. 飯塚市文化財保存活用地域計画の策定について（文化課）

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第77号 契約の締結（（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

「議案第77号 契約の締結（（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事）」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の53ページをお願いいたします。議案第77号 工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。本件につきましては、契約金額5億650万6千円で、神崎建設株式会社代表取締役中川民志と契約を締結するものであります。

議案書の54ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、工期につきましては、本契約として認められた日から令和5年9月29日までとしております。入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに総合評価競争入札試行実施要領に基づき、業者選考委員会において、入札参加の条件等を決定し、令和4年6月10日に入札公告を行い、8月2日に入札を執行いたしました。本件につきましては、7業者から入札参加申請があり、入札中に1者が辞退し、6者による入札の結果、予定価格5億5055万円に対しまして、落札額5億650万6千円、落札率92%となっております。なお、この入札につきましては、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって、申込みをしたものを落札者とする総合評価落札方式により落札者を決定いたしております。

以上、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

総合評価方式で行ったということなんですが、総合評価方式については、私ども議会としては、これについてはいかがなものかということで請願について採択をしております。市としては、その点について、どう考え、この総合評価方式を取られたのか。議会での請願の採択について、どう考えているのか、お聞かせいただけますか。

○契約課長

先日の議会のほうで、総合評価入札におけます請願のほうが採択されたということにつきましては、承知をいたしておりまして、さきの委員会などでも、ご答弁申し上げておりますが、今後の総合評価方式の在り方につきまして、先進地の視察等など、調査研究を行いながら、検討していきたいというふうに考えております。今回のこの工事につきましては、総合評価競争入札の入札試行実施要領に基づきまして、設計金額が1億5千万円を超える建築一式工事でございますので、総合評価方式を採用しているものでございます。

○委員長

江口委員に申し上げます。総合評価方式については総務委員会が入札制度の中で審査されておりますので、（発言する者あり）よろしくお願いたします。

○江口委員

検討すると言っても、検討する間は、一旦止めてやるべきではないかと思っています。それにそういう判断をしなかったのはなぜですか。

○契約課長

総合評価方式につきましては、国の品質確保、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づきまして総合評価方式、全国的に行われておると思いますが、その趣旨を踏まえまして、飯塚市のほうで総合評価競争入札試行実施要領を策定し、それに基づいて、入札を実施しておりますので、今現在の入札試行実施要領が、設計金額1億5千万円を超える建築一式工事及び土木一式工事については、総合評価落札方式を実施するというふうに定めておりますので、それに従って実施しているものでございます。

○江口委員

国がそうやって、やっているからというのは、もともとその導入の際にも言われていたことです。それに対して、請願が出され、そして今、飯塚市がやっている総合評価方式が、いかなものかということで、私たち議会はそれについて一旦止めるべきだということで、見直しをすべきというところで請願を採択したわけです。でも、やったのは、まるっきり同じやり方でやっているわけでしょう。私ども議会の判断は間違っていたので無視するというか、そういうふうにもとれるんです。その点はいかがですか。

○契約課長

繰り返しになりますが、さきの委員会などでも答弁申し上げておりましたが、今年度、総合評価入札につきまして、調査研究を行い、今後の在り方について検討するというふうに考えておりますので、現時点では、要綱の変更を行っておりませんので、それに従い実施しているものでございます。

○江口委員

その姿勢はいかなものかと思えますよ、というのが1点。

次に、入札金額を見ると中村建設さんが一番安いわけです。こちらの金額については、低入札調査基準価格が4億6046万円、税抜となっておりますので、ほかの各者さんが横並びに入れている金額が、低入札調査基準価格ですよ。それを割り込んで、失格基準価格と同額ですよ。これ以上割り込んだら失格だよというふうなところなんです。ここについては調査した結果、調査されるんですね、これ低入札調査基準価格ですから。まずその調査をするというふうな形になるという理解でよろしいですか。

○契約課長

中村建設のほうで失格基準価格と同額で入札していることの調査を行ったかということでございますが、こちらにつきましては、総合評価競争入札試行実施要領に定めておりますが、低入札価格調査を行う場合は、低入札調査基準価格を下回った価格で応札した業者が落札の候補者となった場合に、その調査を行うことになっております。今回、中村建設は評価値の時点で

落札の候補者になっておりませんので、調査は行っておりません。

○江口委員

分かりました、ありがとうございます。その点は理解いたしました。

では、どこで評価、どこでというか、差がつくかという評価点なんです。評価点、このようになっているんですけど、私ども議会は、この評価点が正しいかどうかを、それこそ評価しなくては、この入札が正しいかどうかの確認ができません。そこで先日、事務局を通じて、指定管理者と同様に、提案に関して資料として委員会提出するのは、事業者のノウハウ等々がありますので、それについては避けていいかと思っておりますので、指定管理者のときと同様に、私ども委員が事前に確認できるようにしていただきたいというお話をさせていただきましたら、契約課のほうからそれについては見せられないというお話がございました。では、私どもは、この評価が、評価点がこうやってついているんですけど、結局金額と評価点を掛け合わせというか、この下の評価値の算出基準であって、評価値が出るわけですよ。この2点から落札者が決まる仕組みとなっているんですが、この評価点が、おおよそこういった順番だよというのが正しいかどうかを、私どもはどうやって知ることができるんでしょう。

○契約課長

今、委員が申されました資料というのは、業者のほうから出された施工計画の提案書、提案内容ということでよろしいでしょうか。その提案内容ということでございましたら、業者のほうがつくっております内部の情報になりますので、飯塚市情報公開条例の規定に基づきまして、非公開というふうに取り扱っております。

○江口委員

私が聞いているのは、指定管理者の提案書と性格が同じではないですかという話です。指定管理者の提案書も同じように、業者のノウハウの部分が詰まった部分ですよ。それについても、今回の技術提案書と同様に、基本的に情報公開制度では非公開にしているわけでしょう。指定管理者の選定、私ども議決案件なので、それをイエス・ノーを言う立場にあるんですが、そのときにこの事業者でやりますと言われて、何もなくてイエスと言うわけにいかないの、そこで執行部側と協議をした上で、指定管理者については、提案書を実際の委員会に資料として提出するのではなく、委員がきちんと事前に確認できるようにさせていただくという形で、今までやってまいりました。これと何が違うのか。そしてまた、それは今回、情報公開条例非公開なんで、議会にも見せられないと言われるんですけど、であるならば私どもは、この評価点がおおよそ、私どもはある意味、全て詳しいわけではないので、おおよそのことしか分かりません。ただし指定管理者の提案書にしてみても、読む限りで、大体こんな順番になるんだらうねとか、大きく違うときは、これはちょっと違うんだよねという話をコスモスコモンのときもさせていただきました。そういった形で、おおよそ知る機会がない限りは、判断ができないんです。その機会は、それはどうやって私どもに判断しろと言われるんでしょうか。

○契約課長

先ほど答弁いたしました施工計画、業者のほうがこの工事に当たって、どのように施工するかという提案につきましては、それは先ほど申し上げましたように非公開というように取扱いにしております。それで、今この議案のほうに採点の結果、点数が載っておりますが、その評価基準を事前に定めておりますので、その詳細のといえますか、内訳の、どの項目に何点、各者がとったかというような採点表でございましたら、開示することができますが、先ほど申しましたように、会社のほうから提出された提案内容については、非公開というように取扱いにしております。それから総合評価方式につきましては、評価するに当たりまして、外部の有識者の意見を聞くというふうに定められておりまして、昨年度までは、昨年度も同様の形でやっておったんですけども、昨年度までは内部で、その採点について協議を行い、九州地方整備局の意見聴取を行った後に、内部小委員会で決定するという形をとってございましたが、今年

度から中身を一部改めまして、令和4年度からは、公平性・透明性の確保を目的としまして、外部の学識経験者2名を委員として加えました飯塚市総合評価技術委員会を設置いたしまして、この委員会において総合評価競争入札における評価基準の設定並びに採点を実施するように見直しを行っております。ですので、この評価採点に当たって、外部の委員の方に入っていて、評価をいただいているというところで、ご理解いただければと思います。

○江口委員

総合評価方式を変えたと言うんだけど、では総合評価方式を変えたということ、総務委員会のほうで入札について特別案件でやっていますよ。この前の請願からこうやって変わったので、これでいいよねというような形になったのかどうか、いかがですか。

○契約課長

この評価委員会、内部の委員会の中に学識経験者2名を入れるということにつきましては、3月の総務委員会の中で、そのような形で変更を行うということで、報告を行っております。

○江口委員

報告を行っていませんでなくて、総務委員会のほうで、この形での総合評価でよろしいという結論が出たのでしょうか。

○契約課長

総務委員会のほうで報告を行っておりますが、この総合評価方式を実施するという点について、総務委員会の了承を得るところについては考えておりませんといいますか、市の内部のほうで、どのような形がふさわしいかということを決定するものというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

楽市保育所と平恒保育所を統合しますよということなんですけど、これはこの契約議案が通った場合、建設が終わって、新しくスタートするのはどの時期になるんですか。

○保育課長

現在のスケジュールでいきますと、令和6年4月に開設予定といたしております。

○川上委員

その頃の新型コロナの感染の状況は見通しが何か立ちますか。

○保育課長

新型コロナの感染の見通しというのは立っておりません。

○川上委員

統合によって、定数はどのように変化するのでしょうか。

○保育課長

定数につきましては、現在楽市保育所が120名、平恒保育所の定員が60名でございます。新しい保育所の定員につきましては、合わせて180人を予定いたしております。

○川上委員

新しいほうは何人と言われましたかね。

○保育課長

180名で予定いたしております。

○川上委員

楽市120人と平恒60人を合わせた定数になるということですね。現状で、楽市は子どもは何人になっていますか、120人のうち。

○保育課長

現在の楽市保育所の入所者数ですが、9月1日現在83名でございます。

○川上委員

平恒はどうですか。

○保育課長

53名でございます。

○川上委員

合わせると136人ということですね。その前に筑穂保育所を今年移転して、新設でオープンしましたが、定数は幾つから幾つになったのでしょうか。

○保育課長

筑穂保育所につきましては160人であったところ、新しい保育所にするときに130名に変更いたしております。

○川上委員

筑穂のほうを30人減らした理由は何でしたか。

○保育課長

ちょっと手元にございませませんが、私の記憶しているところ、過去数年の平均等を取りまして、筑穂地区の子どもさんの人数等を考え出したところで130人に変更したというふうに記憶いたしております。

○川上委員

そうすると、この楽市・平恒と筑穂では考え方が違うんですね。これはどういう違いですか。

○保育課長

穂波地区につきましては、子どもさんの人口につきましては減少というか、横ばいという形になっておりますので、私立の穂波地区の保育所につきましても、入所率が100%を超えているところがほとんどでございます。こういったことを考えまして、楽市・平恒保育所につきましては、定員を下げることなく180名で定員を定めたところでございます。

○川上委員

楽市は定数が120人で、現在何人と言いましたか。

○保育課長

83名でございます。

○川上委員

83人なんでしょう。少子化傾向とか、全体的な。それから、実績平均をみて、筑穂のほうは160人を130人に30人減らしましたと。楽市・平恒のほうは、180人を維持するというわけでしょう。先ほどの答弁では、その辺の判断の基準が少し分からない。何かもう少し踏み込んで、分かるように言ってくれませんか。ちょっと参考までに言うと、入所予定の、要するに子どもの定員、人数によって、設計金額が変わってくるわけでしょう。100人だったら幾ら、200人になったら幾らと言って、価格が変わってくるでしょう。だから聞いているわけです。答弁してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:24

再開 10:27

委員会を再開いたします。

○保育課長

先ほど言いました筑穂地区につきましては、子どもさんの人口も減っているということと、過去からずっと入所率が減ってきているということで130人に変更いたしました。穂波地区の統合保育所につきましては、穂波地区の子どもさんの人口の減少率というか、人口増減率では横ばいという形になっておりまして、ちょっと手元にあるのが穂波地区の私立の保育園につきま

して、全部で5園あるかと思うんですが、今手元のほうに5園ございます。その5園につきましては入所率が全て100%を超えておまして、いっぱいいっぱいという形で受け入れをしているところがございますので、新しく統合保育所ができましたら、そちらのほうでも受け入れるという形が考えられるというふうに考えております。また、企業誘致等につきましても、穂波地区のほうに市場跡地に企業が来られますので、そういった形のところの従業員さんが近くの統合保育所について、入所する可能性があるというふうに考えておりますので、定数につきましては削減せず180名で設定をいたしておるところでございます。

○川上委員

私たちはこの間、保育所の待機児童の解消のために必死だったでしょう。共産党は公立の保育所を急いでつくったほうがいいと。公立の保育所であれば、全体としての手当というのがありますけど、保育士が募集しやすいんじゃないかと。保育士の将来にとっても、ずっと保育士で頑張っていく道もあるし、場合によっては、異動して、そういう経験を生かせる市役所の職場に配置されるという生き方もあるでしょうという議論をしたことがあると思うんですけど、統合というのがよく分からないんですよ。今、楽市保育所83人子どもが通っているということなだけで、何か不都合があるんですか。ここは廃止しなければならないという。

○保育課長

楽市保育所につきましては、築40年が過ぎておまして、老朽化が激しいということがございます。併せて平恒保育所につきましても築49年を経過しておりますので、老朽化が著しいということで保育環境がよくないということで、これを新たな新園舎を整備することによって、そういったものが解消するというふうに考えております。

○川上委員

小学校の新築、建て替えは、以前からももちろん言われていたことですよね。楽市小学校跡地はどうするようになっているんですか。誰かに売るようにもう決まっているんですか。

○委員長

川上委員、所管がちょっと違うので――。（発言する者あり）

○保育課長

保育課のほうで所管しておりませんので、楽市小学校の跡地がどういうふうになるかというのは、私のほうでは把握しておりません。

○川上委員

では質問を変えましょう。楽市保育所の老朽化に伴って建て替えをしたいという点は一致しているわけでしょう。場所の問題について、複数候補地を挙げて検討したと思うけど、どこを挙げましたか。

○保育課長

内部で候補地を検討した場所につきましては、楽市小学校跡地も候補の一つとして挙げております。また穂波東中学校の校外グラウンドにつきましても、候補地として挙げております。あと私有地を仮にという形での候補地というか、どこというのは個人さんの土地とかでありますので、どこは申し上げられませんが、そういったところを想定したところで、候補地を挙げて、あとは穂波武道館と合わせたところで検討いたしました。

○川上委員

楽市小学校跡地はなぜ採用されなかったんですか。

○保育課長

楽市小学校跡地を検討するに当たりまして、まず主要道路としましては、県道から入る道路がございますが、道路幅が狭く、住宅も密集しておりますので、保育所建設時に、大型車両等が行き来した場合に、近隣住民の方に騒音振動等でご迷惑をおかけすることとなります。また楽市小学校跡地の周辺の道路も、道路幅が狭いことから、開発する上におきまして、道路幅を

拡幅する必要が生じます。そのため多大な費用がかかるということが見込まれるため建設候補地としては適地ではないと、私ども内部で判断いたしまして、地元の関係者の方ともいろいろ協議をいたしまして、納得していただき、楽市小学校を建設候補地としないということで、合意を得たところでございます。

○川上委員

地元の方は、伝統のあるって言ったほうがいいか、この楽市小学校跡地にぜひという要望があったんではないんですか。

○保育課長

地元の方からの要望としましては、今、委員が言われるように要望がございまして、またそういった要望があるということは、そういったことも考えまして検討しました。ただし先ほど言いましたように進入道路が狭いとか、道路が狭いということでいろいろと近隣住民の方に、ご迷惑をかけるというところが一番大きなところでございまして、また、道路自体を拡幅する必要が生じるということで、今回は候補地に選定をしなかったところでございます。

○川上委員

子どものためには、地域と子どものためには、しばらくの間の迷惑というか、影響も受け入れられるという声があったでしょう。なかったですか。

○保育課長

私が地元の方と話す中では、楽市小学校に保育所を建ててほしいという要望は聞いておりましたが、その近隣住民の方が、そういった市民側が我慢するとかいう話は聞いておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 35

再開 10 : 37

委員会を再開いたします。

○保育課長

ちょっと私の説明が分かりづらくて申し訳ございませんでした。まず先ほどご説明した話の場合は工事、工事期間中の話をさせていただいております。工事期間中につきましてはもう先ほど申したように、道路幅が狭いということで近隣の住民の方にご迷惑がかかるというところで考えております。また工事期間中につきましても、保育所の保護者の出入りと子どもさんの安全というのが、ちょっと道路が、トラックの出入りが激しくなるということで、そういった安全についても、懸念されるところでございます。またこれは、楽市保育所のほうに保育所を、新しい保育所を設置した場合につきましては、開設後につきましても、やはり道路幅を広げるということで、近隣の住民の方が、例えば立ち退きとかいうことも生じてきましようし、またどうしてもやはり送迎につきましては、やはり県道から中に入っていく、今でもちょっと離合するのにちょっと、それぞれ待って、離合しているような状況でございますので、まず、この楽市小学校跡地につきましては、利便性といたしましてはなかなか厳しいものがあるのかなというところがございまして、候補地から外したところでございます。

○川上委員

何か面倒くさくなったのでやめたというふうに聞こえる。じゃあ、多分、市が聞いた方と、私が聞いた方と、意見が違おうとするでしょう。費用がかかると言ったでしょう。どれぐらいかかるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 40

再開 10 : 49

委員会を再開いたします。

○保育課長

先ほどどれくらい費用がかかるのかというご質問だったかと思いますが、道路を拡幅するところにつきましては楽市小跡地の周辺の道路のセットバックと、農業用水路の一部の付け替え等につきましては1億円以上のお金がかかるという形になっています。また進入道路のところの住民の方に、例えば立ち退きのことをお願いしたと仮定したという形の分の費用については見積り、こちらのほうは計算しておりませんが、金額的には相当お金がかかるものと思われま。

○川上委員

ほかの候補地があったでしょう。ほかの候補地についてはどうですか。

○保育課長

穂波東中学校の校外グラウンドにつきましては、いろいろと条件等を絞りまして、検討いたしました。まずそちらの土壌汚染についてちょっと懸念される場所がございましたので、まずはそちらについては保育所の候補地ということから外させていただいております。

○川上委員

ほかにも意見が、提案とかあったところもあるんですけど、地元の基本的な願いは、保育所と地域は結びついて、それから職場にもできるだけ近いということがあったと思うんですよ。それと、今後子どもが増えていく政策をとっているわけですし、この地域は、そういうことが期待される地域ですよ。待機児童が増えていくというようなことになってもよくないので、保育士の確保とともに、適切な規模の定員を維持する、あるいは増やすという考え方が大事だろうと思うんですけど。そこで、平恒保育所と楽市保育所、統合して、財源はどうなるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:53

再開 10:54

委員会を再開いたします。

○保育課長

建設に關します財源につきましては、施設整備事業債と合併特例事業債を充てることといたしております。

○川上委員

ということは、全部借金ですか。

○保育課長

特定財源につきましては、この事業債を使うということになっております。

○川上委員

事業全体の財源は全部借金かと聞いたんですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:55

再開 11:01

委員会を再開いたします。

○保育課長

先ほどの財源につきましては、まず施設整備事業債につきましては、事業費の50%について、100%の事業債が充てられるということになっております。また残りの50%につきましては、合併特例事業債を使って、その分につきましては、市債につきましては普通交付税のほうに算入されるという形になっております。

○川上委員

確認しているのは、全て借金ですかと聞いたんですよ。それ肯定されたんですかね、今。

○保育課長

建設費につきましては、この合併特例債の充当率95%を充てますので、5%は市の財源からそのときは持ち出しという形になります。最終的には事業債でございますので、償還をしていく形にというふうに考えております。

○川上委員

5%分はいるということですかね。

○保育課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

それは額にすれば幾らですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:04

再開 11:05

委員会を再開いたします。

○保育課長

今回必要なお金につきましては、今回の建設工事費の部分につきまして、約1400万円が必要となります。

○川上委員

全体としてはよく分からないという感じなんです、財源について。

それで最初の定数に関係するんですけど、定数というか、感染状況の見通しについてに関係するんですけど、現状楽市が83人と平恒は60人ということなんですけど、感染対策上は、感染対策上においても、分離して集団生活したほうが小規模分離のほうが、感染対策上は有利ではないかと思うんですけど、考え始めたときには、新型コロナはまだというときもあったかもしれませんが、状況が変わっていますので、新型コロナ以降もこういう気候危機ですから、どういう感染症が出てくるか分からない。そういったことを考えると、先ほど1億円とかいう話がありましたけど、1400万円と大分違うとは思いますが、今後何十年とわたって使う施設ですので、間違えると、命とか健康とかに関わっていくわけですから、この辺について、今立ち止まって考えるということは必要ではないかと思うんですけど、これは市長はどう思われますか。

○福祉部長

今質問委員が言われましたとおり、確かに数が多くなれば、それだけ感染リスクというのは高くなるかというふうにも考えます。今後コロナがどのような形で推移していくかというのは、しっかり注視をしていきたいというふうに考えておりますが、もうこのような計画で180人定員で、設計からこの建築まで進めてまいっておりますので、このような状況で、いかにコロナの感染を防止できるかと、感染対策の徹底を業務の中でしながら、この工事自体についてはこのまま進めていきたいというふうに考えております。

○川上委員

市長も今のような考え方なんです。もうここまで来ているから仕方がないという考え方。市長として、仮にこの工事をやったとしても、子どもをみんなそこに行ってくださいというふうに言うほうがいいのか。そのところ、部長と共通認識ですか。

○片峯市長

確率で言いますと、質問者がおっしゃっているように、細かく分ければクラスターの発生規模が小さくなる。そのようなこともコロナウィルス感染だけを考えるとそうかもしれませんが、

樂市・平恒がそれぞれ老朽化が進んでいるところを1つに統合して新しいところになったときには、先ほど部長が答弁しましたように、より衛生的、そして安全な環境が保持できるように努めていけるような施設にしたいと思っています。

○川上委員

そこで平恒・樂市統合保育所については、位置は穂波武道場跡地ということなんですけど、大通りに面したアールのかかったところなんですけど、住友のボタ山が間近に見えるところですよ。それで、ここの地盤調査はどのように行って、併せて結果がどうだったか、お尋ねします。

○保育課長

昨年度、調査のほうを行いまして、地盤については問題ないという形で、問題ないということになっております。

○川上委員

問題がないと言われて共産党が引き下がるといいますか。結果をお尋ねしたので、問題がないで、やはり引き下がれませんよ。保護者が、これなら大丈夫ねと、安全という調査をしてくれたんですかね。どこに何の調査依頼をして、そこから聞きましょう。

○建築課長

今回、建物を計画するに当たり、地盤調査を行っております。建物を支持するのに必要な支持層に至る箇所、若干耐力が落ちる箇所が見られ、また盛土やボタや石炭層が混ざる箇所もございましたので、今回は既製くいに、確実に支持層へ貫入させる工法を計画しております。

○川上委員

若干不安があるけど、ハード面において、手を打ちますということを行っているわけですね。ここは、この工事は土壌汚染対策法との関係ではどうなりますか。

○建築課長

土対法の中では、ここは対象外となっております。

○川上委員

近隣で先ほど答弁があったような土壌汚染の心配があるわけですね。大きい企業が、近隣で長く塗装に関わるような仕事もしていましたし、そういう影響がないとは言い切れない。そうすると、ここは明らかにまずいのでやめましたということなんでしょう、候補地。新たなところは、法には対象となっていないけど、ここの土壌汚染は大丈夫かというのを調べてもいいのではないかと思うけど、それは調べてないですか。

○建築課長

ここにつきましては、調査は行っておりません。

○川上委員

調べたらどうですか。これは、共産党が言っているだけではありません。地域の方の中で、先ほど言った、大丈夫かというところのことと併せて、地域の方が寄せてくれた声なんです。私も、外崎さんが言ったように、ここは対策法の対象地ではないというやり方もね、どうかと思ったけど、先ほど言ったような観点でここを選んだのであれば、ここは大丈夫かという観点で、調査してもいいのではないかと思うわけですよ。それを考えたか、考えなかったか。そこが分かれ目だと思うんですよ。考えたんだしたら、これこれこういう理由で調査をしませんと、調査してもよかったけど、法の外なのでしませんでしたということなのかね。その辺のこと、ちょっとどういう判断なのかお尋ねします。

○建築課長

委員がおっしゃいますように、対象外であってもというところで、たしか、その場所に過去の建造物とか、そういった履歴を持って、それを県のほうとも確認した中で、問題ないであろうという見解に至ったかと思っております。

○川上委員

福岡県が、どういう局面で、どういうふうに言ったか分からないけど、私が今言っている論理とはあまり関係ないね。あそこで鉛が影響ないかとかいうのを調べるのにどのぐらいお金がかかるんですか。何か所か。どれくらいかかりますか。

○建築課長

まず1点、調査費に関しましてはちょっと算出はしておりませんので、金額の把握はできておりません。この用地につきましては、令和3年2月9日に、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所のほうで、土地の履歴等を確認した中で、問題ないだろうというところでの判断をいただいております。

○川上委員

履歴を見るのは、土壌汚染対策法の思想でしょう。私が今言ったのは、子どもを守る思想で聞いているわけ。だから過去の経歴がどうだではなくて、今現在どうかを調べてみれば、安心するじゃないですか。そういう考え方はしなかったということなんですね。市長、そういうことですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:18

再開 11:29

委員会を再開いたします。

○福祉部長

保健所に令和3年2月9日、問合せを行っていた際に、やはり地域等からこの土地については汚染の可能性がなく、調査の対象には該当しないというような回答を得ておりますので、現在、土壌汚染対策法にも該当していないことから、調査をしていないというような状況でございます。

○川上委員

先ほど感染症防止、抑制との関係で質問しましたが、スタンスは変わらないですね、今の。答弁は大体、緊急にこれからでも鉛をはじめとして、危険物質のことはないかというのをもう調査しますと、安全確認して施工に入りますとかいうのが普通の答弁ですよ。それであなた方の言葉とは違って、やっていることは、子どもの安全とかにそのくらいしか関心を持ってないと。保育所を建てるときの考え方はそのくらいでいいんですかね。

それで定員は180人ということを知りました。職員は何人の予定ですか。

○保育課長

職員数といたしましては、勤務する職員といたしましては合わせて46名の予定でございます。

○川上委員

給食は何人分作るんですか。

○保育課長

9月1日現在の入所者数でいきますと、136名になります。

○川上委員

その給食室で大丈夫なんですか。

○保育課長

定員が180名でございますので、180名分を作る設計で調理室をつくる予定でございます。

○川上委員

それから、避難動線は、2階からの避難はどうなっていますか。

○保育課長

こちら2階になりますが、武道館のところに段差がございまして、段下のところが1階、段上というか、武道館が建っていたところが2階という形になりますので、避難につきましては上から逃げるという形になります。

○川上委員

これを見ると、階段が屋上から来ているように見えるけど、これは屋上から階段が来ているんですか、来てない。

○保育課長

屋上に上がるための階段で、屋外の階段を設置する予定といたしております。

○川上委員

何のために屋上に上がるんですか。点検とか管理上のことですか。子どもを屋上に、遊べるようにとかいうことではないんですか。

○保育課長

屋上を園庭にするということではございません。こちらの管理とかする上での階段になっております。

○川上委員

立面を見る限りではかなり頑丈なものができるのかなという感じがしましたが。

それから送迎時の動線処理は、これ図面ではよく分からないんですけど、筑穂を見に行きましたけど、重ならないようには当然なっていると思うけど、大丈夫ですか。

○保育課長

入り口を広くとりますので、重ならないようにしております。

○川上委員

あそこは、アールがあつてすぐ交差点、信号があるでしょう。カーブがあつて、すぐ交差点ですよ。この関係は出入口としては、警察協議とかしていますか。

○保育課長

信号があつて公園のほうに入り口がございまして、すぐではなく二、三十メートル、西寄りに行ったところから、入り口になりますので出入りについては、大丈夫というふうに考えております。

○川上委員

警察と話したかと聞いたんですけど。

○保育課長

警察とは話はしておりません。

○川上委員

念のためにという言葉があるじゃないですか。分けておくとか、鉛はないか調べてみるとか、警察にもちょっと相談するとか、地元の方にも意見を聞くとか。念のためにという言葉がもうないね。それから先ほど江口委員もちょっとお尋ねになったと思うんですけど、総合評価方式なんですけど、この採用についてはどこで決めたと言われましたかね。

○契約課長

総合評価方式につきましては、先ほども申しましたけれども、飯塚市の建設工事総合評価競争入札試行実施要領に、設計金額1億5千万円を超える建築一式工事につきましては、総合評価方式を採用するというふうに規定してございまして、これについては業者選考委員会のほうで、最終的には決定をいたしております。

○川上委員

業者選考委員会の責任者はどなたですか。

○契約課長

委員長が久世副市長となっております。

○川上委員

議会で、総合評価方式は困りますと、採択されているわけですよ、先ほどからもるあつたけど。そのときに、最終的にはマニュアルどおりにいこうということにしたんでしょうけど、状況によってマニュアルを変えるということもあったと思うんですよ、金額を下げることによって。そうすると議会の請願採択をどう受け止めるかというのは業者選考委員会では、議論がありましたか、なかったですか。

○契約課長

業者選考委員会において、現時点で総合評価方式のことについては、今時点では話しておりません。

○川上委員

業者選考委員会では、議会での請願採択の件については、議題にならなかったというか、意見も出なかったということなんですかね。

○契約課長

総合評価方式の請願については、入札制度に関することですので、入札制度検討委員会のほうで、昨年度ちょっと今、日付はちょっと分かりませんが、その中で総合評価方式について、議題に上がっております。

○川上委員

いや山本さん、私が聞いたのは違う、今度のこの件についての業者選考委員会の中では、議題にもなっていないし、意見も出てないんですねということを確認したかったわけです。どうですか。

○契約課長

この工事に関する業者選考委員会の中では、請願のことについては、話をしておりません。

○川上委員

そうすると業者選考委員会責任者は、久世副市長なんでしょう。それ以前の段階で、市長、副市長のところ業者選考委員会では、これについては考慮しなくてもよいと意見が出た場合どうしようとか、そういうような話は、せめてあっているんじゃないかと思うわけですよ。これは、この場では片峯市長しか分からないことなので、そういう今回の議案に関して、今言った件について、副市長とどういう協議をしたか、してなかったか、お尋ねをしたいと思います。

○片峯市長

今のお尋ねに関してですが、一連の流れで説明をさせていただきます。議会のほうから請願の採択がありました。もちろん議決されたわけですから重く受け止めまして、入札の在り方について、どうすべきかということでの検討は先ほど課長が申しましたとおりに行ってきました。部分的に、請願の趣旨に沿った指摘があるようなことがありましたら、随時検討して、より改善していくことが必要だということの方向性の確認をまずしております。ただ今回の入札執行に関しましては、現在の要綱に沿った形で私たち行政は事務を執行しますので、現在の要綱に沿って、実施なされた、またなされるべきというように、話をしたところでございます。

○川上委員

こういう会話を久世副市長となさったということですかね。

○片峯市長

今トータルでお答えいたしました。そういうことでございます。

○川上委員

この議案に関してですよ。この議案に関して、久世副市長とお話しになったかと聞いたんですよ。一般論じゃなくて。

○片峯市長

これについては、私のほうに決裁が2度回ってきます。こういうやり方でいいかということが1回と、もう1回は、このような形で決定をしましたということで。その折に、まず第1回目のほうのこのやり方でいいかということについては、このやり方になる1億5千万円以上の建築工事だから、そうなんです。現在の要綱では、このような形ですようになっていきますからということで、終わりました。結果が出たときには先ほど江口委員のほうからも質問が出ましたような案件について、価格が安いのに、どうしてここじゃないのというようなことについても、どういう項目で、大体、審査がされているのかというようなこともお話を聞きました。いろんな角度から審査があって、いわゆる総合的に勘案して決まっているんだということを私も認識して印鑑を押しました。

○川上委員

そうすると、先ほどちょっと言ったんだけど、可能性とか選択肢の問題としては、このようにマニュアルがなっていますので、これでいきますよと。ではそういうルールなら、どうぞというような感じに聞こえたけど、市長たるもの、権限から言えば、議会で議決が上がっているわけですから、請願採択しているわけですから、マニュアルのほうはこれで本当にいいのかと検討を求めるか、あるいは自分が確信を持って、議会の議決に対決するということなのか、そういうことがあったはずなんです。基本的に対決をしようということなんです。議会の請願採択に対しては。

○委員長

川上委員、質疑が入札制度に今、入り込んでいますので、入札制度に関しては総務委員会で、特別付託案件となっておりますので、質問を変えていただければと思います。

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休憩 11:45

再開 11:46

委員会を再開いたします。

○片峯市長

川上委員ご指摘の議会と対決するとか、議会を無視するとかそういうつもりは全くありませんので、請願採択をしっかりと受け止めて、よりよい方向になっていくように、検討することを指示したところでございます。また、にもかかわらず、現行の形で入札執行しているじゃないかというご指摘であります。一定の検討協議を得て、要綱改正がなされていない段階では、現在のやり方で、説明がつく形で、行政事務を執行するのが正しい姿だと思っておりますので、今回の経緯に至った次第でございます。

○川上委員

私が正しく聞いていれば、それは要綱の見直しを考えているというふうに聞こえましたけど、そういうことですか、今回のことに当たって。

○片峯市長

まだそこまで踏み込んで回答したつもりはございません。今もし検討している中で、いろんな諸事情、地域の状況、そしてこれからの発注の在り方等々を考えたときに、そういうことの必要性もあるかもしれませんし、部分的に中の見直し、要綱の内容の見直しというような形になるかも分かりませんので、それを変更するんですかねとかいうことについての回答は、現時点では控えさせていただきます。

○川上委員

考えているということは大体分かりました。考えているということでしょうか。聞きましょうか。

○契約課長

総合評価の入札制度について、どのようにするかということにつきましては、さきの委員会のほうでも、総務委員会のほうでも、お話ししておりますが、まず今年度につきまして先ほども答弁いたしました、昨年までと変えて、内部の委員会に外部委員を2名入れるということ、まずすぐにやるということを決め、それからそれ以外の、総合評価の在り方につきましては、先進地の視察などの研究を行いまして、これを変更するのか、このままでいくのか、一部を変えていくのかということ、ところを研究して、答えを出していきたいというふうに考えております。

○川上委員

考える、検証をしていくのは、一つ一つの実践を通じてということになるんで、今回のことも重要と思います。それで評価点、評価値というところがありますね。評価点について説明していただいているんですか。

○契約課長

まず、議案資料に書いております、下のほうに入札金額の右に評価点とございますが、これについてまず説明をいたします。総合評価の実施につきましては、入札の公告時に評価基準を定めて、それを公開しております。点数につきましては、標準点というものをまず100点、各者、これは自動的にと申しますか、全者100点がプラスとなります。それに加えて、合計して20点を評価基準に定めて採点しております。まず、大きく分けまして、分類が3つございまして、1つが、施工計画ということでこの工事に対する施工計画の提案を参加業者のほうから出されたものを提案いたしますが、それが8点、それから次に2番目として企業の技術力ということで、過去の工事成績評定などの項目で採点するものが6点、それから3つ目が、配置予定技術者の技術力、これが6点ということで、合計の20点を先ほどの標準点100点と足しまして、最高点数が120点という中で採点を行った結果が、ここに出ている評価点の内訳となっております。

○川上委員

その評価値の前に戻ったほうがいいのか。入札金額がありますでしょう。4億6046万円。赤尾組でしょう。これ大和というんですか、同額でしょう。神崎が同額でしょう。それから中村が飛んで、春田建設が同額。友信というんですか、これが同額でしょう。えっとこの同額の数字は、上の表にあります低入札調査基準価格、税抜と一致しますよね。この低入札調査基準価格とは何ですか。

○契約課長

低入札調査基準価格につきましては、この基準を下回って落札候補者となった場合には、低入札価格調査の対象となる基準の金額となります。これよりも少ない、低い金額で応札して、落札者となった場合は低入札調査の対象となりますという、基準の金額でございます。

○川上委員

するとぎりぎりいっぱい数字に1者除いて張りついてきているわけでしょう。これはどういう現象ですか。

○契約課長

これに載っております予定価格、それから低入札調査基準価格、失格基準価格につきましては、工事の告示時に、事前公表しておりますので、それを見て入札がなされていると考えております。

○川上委員

この張りつきをどう評価しているのかということ、聞くわけです。

○契約課長

現在、告示で事前公表をしている現状において、ここに金額がそろっていくということについて、これが好ましいというふうには考えておりません。課題があるというふうに認識してお

ります。

○川上委員

それとこの中村建設は、2億5355万4千円でしょう。これは、どういう数字と思いますか。

○契約課長

各者が入札書に記載している金額につきましては、各会社ごとに積算をして算出した金額というふうに考えております。

○川上委員

中村建設が積算した数字が4億5355万4千円でしょう。数字が一致しているでしょう、失格基準価格と。この失格基準価格とは何なんですか。

○契約課長

この工事の入札に関して、この金額を下回った場合は失格となる基準となる価格でございます。

○川上委員

下回るといのは、この金額では失格にならないという金額の最低限の数字という意味でしょう。そうすると7者のうち1者は、鈴木建設は辞退しているわけですよ。7のうちの1は辞退で、残る6者のうちの1者が失格基準価格すれすれで、応札して、それから残る5者は、低入札調査基準価格すれすれというか、それで応札しているんですね。ここには、積算してそこに行くんだけど、総合評価方式が食い止めることができるはずの状況が、既にここで生まれているんじゃないんですか。つまり総合評価方式の導入は、低入札に張りついて低品質のものができる。それを防ぐためですよみたいに言っているんだけど。あと評価値とか評価点とか言っても、何か意味がありますか。どういう意味がありますか、この状態から見れば。どういうことになるんですか。

○契約課長

どういう意味かと申されておりますが、総合評価方式につきましては、金額のみではなく、それ以外の評価項目、参加者から提出された施工計画であったり、企業の技術力であったり、配置予定技術者の技術力であったり、そういったものと価格を総合的に評価して、最も品質の高い工事ができる業者を選定する仕組みとなっておりますので、この評価値と申しますのは、その技術力につきまして、評価基準をあらかじめ定め、それに対して評価点をつけて、価格と総合的に判断する際に指標となるように、設定しているものでございますので、この評価値が高いものが価格、それから技術力を含めたよりよい建物をつくる能力のある業者を選べるようになっていくというふうに考えております。

○川上委員

会社は、積算の上、数字をそろえてきているわけでしょう、飯塚市が示す数字に、公表しているから。この行為は、総合評価方式が避けようとしている低入札への張りつき、入札については成功してないということじゃないかと思うわけですよ。そして、例えば評価点で、中村建設が111.95でしょう。それから落札の神崎建設が116.90ですよ。この違い、評価点で。何によってこれだけ違いが出ていますか。

○契約課長

落札した神崎建設と中村建設の違いということで、先ほど申し上げました評価基準に基づいた、評価点数において説明いたします。まず、工事の施工の計画、満点8点のところについて、神崎建設は7.5点、中村建設が6点、ここで差が1.5点ついております。これは神崎建設が提案する品質管理方法や品質確認方法。それから施工上配慮すべき事項など、そのような提案が優れていたというふうに考えております。次に2番目、企業の技術力、ここは配点6点ですが、神崎建設は3.7点、中村建設は3.95点ということで、ここについては中村建設が

0.25点上回っているというところです。次に3つ目、配置予定技術者の技術力、配点が6点ですが、神崎建設が5.7点、中村建設が2点ということで、ここで差が3.7点ついております。この3つ目の差につきましては、評価の基準としておりますのが、配置を予定する技術者の同種工事の施工の成績や、同種類工事の施工の状況について、上回っていたというところで神崎建設のほうが高くなっております。合計でトータルで神崎建設が20点のうち16.9点、中村建設が11.95点ということで、差が4.95点ついておりますので、この品質といいますか、評価の中でも、神崎建設のほうが評価がよかったということでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:03

再開 13:03

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

評価値について説明をお願いします。

○契約課長

評価値につきましては、先ほど申し上げました評価点を、この議案資料54ページの一番下の部分に書いておりますが、評価値につきましては、技術評価点を入札金額で割りまして、定数である1億の数字を掛け合わせまして、小数点以下第4位を切り捨て、第3位まで表記しているということで算出した数値でございます。

○川上委員

先ほど午前中に申し上げたところがあると思いますけど、総合評価方式は低品質につながりかねない低入札を防ぐと、今言うような趣旨もあって、導入ということになってはいますが、現実的には先ほどから紹介しているようになっているわけですね。失格基準価格、あるいは低入札調査基準価格への張りつきということになっているんですけど、これによって品質の確保というのは、総合評価方式の考え方と、事実上合わない、矛盾がある状態になっているのではないかと思いますけど、そういうふうに判断されませんか。

○契約課長

今回の入札において、入札の額が低入札調査基準価格にそろっているということが問題かということですが、これにつきましては、総合評価そのものと申しますよりも、予定価格やこの低入札調査基準価格、失格基準価格を、工事の告示時に事前に公表していることが、主な原因と申しますか、そこで事前に出しておりますので、それに合わせたような形で積算をするということがあるのではないかとというふうに思いますので、また、総合評価方式によって、このような状態になっているということとは、ちょっと別の問題ではないかとというふうに考えております。

○川上委員

ということで、片峯市長、契約課長が今回の入札においては問題があるということ、今、認めたわけですね。事前公表の問題のほうが大きいというふうに言ったんですけど、それにしても、今度の入札、総合評価方式、事前公表という問題があることを認める答弁をされました。市長、こういう場合は、一旦撤回するとかいうことになるんじゃないんですか。だって契約課長が認めたんだもん。これについて、問題があると。事前公表とか、見直すべき問題があるんですという、低入札とか失格価格に張りついたことが問題と認めたじゃないですか。これ市長しか判断できないんですよ。議案は市長が出しているんだから。一旦撤回しろと。今の答弁との関係で、内部で意思統一し直して、どうするか考え直したらどうですか。答弁してください、市長。

○契約課長

すみません。今のところで、この入札に問題があるんじゃないかというふうに、委員おっしゃいましたけども、この入札のときの予定価格などの、現在の事前公表については、さきの総務委員会でもお話ししておりましたが、それについて課題があるというふうに認識しております。それを今後、先進地などで調査を行って、今後どのようにやっていくかということを検討するというので、先ほどはその趣旨で申し上げました。それで、あと低入札調査基準価格に張りついているのが不適切じゃないかというお話がございましたが、この低入札調査基準価格につきましても、通常の一般競争入札、指名競争入札のときに決めている最低制限価格、この額であれば適切な工事が施工できるという単価、金額でありまして、それを同様の考え方で積算しておりますので、ここに金額が、各者の見積りが張りついたからといって、それがこの入札がよくないというものではないというふうに考えております。

○川上委員

私の質問はですね、正しく捉えてないと思うけど、こういう現状、失格の価格だとか低入札調査基準価格に張りつくことは、総合評価方式が予定していないことじゃないんですか。総合評価方式は、低価格による品質の確保ができない事態を避けるためにというふうになっているのに、現実にはその危険性があるということをお認めになったわけでしょう。だから、言っている予定したとおりのことが現実に起こってない。心配したとおりのことが、ここでも起こっているという指摘をして、聞いたわけですよ。そうすると、今おっしゃったとおり、対立する必要はない、一致していると思うけど、公表していることだとかによって、問題があるんですと言うんだったら、そしたら一般の競争入札においても、一概に、低品質の根源にありますというのが、そのシステムが悪いわけじゃなくて、公表とかいうようなものを少し考えたほうがいいんじゃないですかというふうに議論になっていくわけでしょう。同じことなんですよ。ではそもそも、予定価格の公表と最低制限価格の公表はなぜしたのかと、分かっていると思うけど、政治家あるいは業者の職員に対する干渉だとか、そういう攻撃を防ぐためですよ。だから最初から公表しておけば、ゆがんだ干渉とか圧力とかなくなるわけですよ。だから公表しているんでしょう。そういうのを、よく考えないで、飯塚市方式というかな、飯塚市方式の総合評価方式ですよ。国とかが予定した、期待したような方向に飯塚市のものはなっているかと、言うとな、私はなってないと思いますよ。この個別議案についても、契約課長がその辺の問題点を自ら指摘したわけですから、先ほど言ったように、契約課長は議案を撤回することはできませんので、ここは片峯市長が一旦撤回して、組立てを考え直して、出し直すというようにしてもらったらどうかというふうに思うんです。それで、片峯市長に聞いたんだけど、答弁にお立ちにならない間に契約課長が手を挙げたという仕組みなんですけど、どうでしょうか。

○片峯市長

今回の、この楽市・平恒統合保育所園舎建設工事についての入札結果そのものに、何か問題があるわけではありませんので、この議案を撤回するということはいたしません。今、質問者からのご指摘がっておりますことは、本市における入札制度そのものについてご指摘がされているものでありまして、契約課長も、いわゆる低入札調査基準価格に、多くの業者がそれで応札をしているということについて、私どもが期するものとは異なっているということをお申し述べました。全くそのとおりでございます。そこで、総務委員会等からも幾つも指摘をいただきましたので、一つは価格の変動式にもチャレンジして、その状況を今分析をしているところでありますし、選定の在り方の、より公平性を担保するために、これも先ほど契約課長が申しましたとおり、外部の専門家を委員に選出し、客観的な評価を担保しようとしているところでございます。よりよいものにするために、今後も入札制度については鋭意、研究・検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○川上委員

こんな時代ですからね、業者の皆さんも大変ですよ、必死ですよ。そのことと、このことは少し区別して考えないといけないところがあって、例えば、積算の結果ですと言うでしょう。積算の結果、いろいろ考慮してこの金額になっていくわけですよ。しかし、従前から飯塚市は要求していた時期があるけど、内訳書ですよ、その積算の。これは今回について提出がっているんですか。

○契約課長

今回の工事につきましては、工事費内訳書を入札書と合わせて提出するようになっております。

○川上委員

どこで審査するんですか。出してもらっただけですか。審査はどこでしたか。

○契約課長

契約課のほうに金額、入札書と、こちらが指定した内訳書の部分が、ここの部分まで内訳を出してくださいという形で告示をいたしておりますので、そこの計算が間違っていないかということについて、契約課のほうで確認をいたしております。

○川上委員

金額が同額になること。しかも、低入札調査基準額と同額になる、5者が全部でしょう。それはどうしてなったんですか。全部同じ積算ということはないでしょう。どの辺が違って、それぞれに違って、結果は一緒というわけでしょう。それから、1者についても、いろいろ積算して行って、ぴたっと失格の価格になるというのはどういうことですか。それは調べたんでしょう、あなた方は。出してもらったんだから。縦横合っていますねというだけじゃないでしょう。他者と比べてどうか。もう一つは、公表をしている価格に、どういうことでぴたっと一致するのか。その辺はどういうチェックをしたんですか。

○契約課長

入札時に提出をいただいております工事費内訳書につきましては、入札書に記載している金額は一致しているかどうかという確認を行っておりますが、その中の細かい明細を各者がどのように積算したかというところは、当然、出していただく工事費内訳書もそこまでのものではございませんし、調査も行っておりません。

○川上委員

じゃあ、それは儀式ですよ。何のために出すわけ。これはね、こういう張りつきを防ぐために出してもらおうということではないんですか。それから、余計な談合はしてもらいたくないということでしょう。あなた方はこの状況を見て、お互いに話し合ったりしていませんかというのは聞きましたか。

○契約課長

今回の入札において、聞き取りなどは行っておりません。

○川上委員

聞けばいいじゃないですか。なぜ聞かないんですか。

○契約課長

談合情報等が寄せられているというわけではございませんので、聞き取りなどを行う場合については、その他、別途ですね、談合情報の対応マニュアルというものを内部でつくっております、その基準に基づいて調査する必要がある場合に、調査するということになっておりますが、今回、そのような情報もございませんので、調査は行っておりません。

○川上委員

聞かないでいいようなマニュアルを自分たちでつくって、それは目隠しと言うんですよ。見ないでいいようなマニュアルを自分たちでつくって、自分に当てはめて、これだけのことが起きているのに聞きもしない。それは、行政が公正・中正な仕事をする上で必要な行為を、自分

で自分の手を縛るようなマニュアルになっているんじゃないんですか。指摘して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第77号 契約の締結（（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事）」に反対の立場から討論を行います。子どもを取り巻く大変難しい状況が続く中で、公立保育所は保育士の処遇を含めて、地域の保育の水準全体を引き上げるために、保育士、保護者、地域の皆さんとともに大きな役割を果たさなければなりません。本市の保育が豊かに発展できるように、本市が時代の変化とともにある子育て世代の願いと要求に細やかに対応するよう全力を挙げてこそ、人が輝きまちが飛躍する住みたいまち住み続けたいまちづくりに結びつきます。こうした中で、私が今回議案に反対するのは、第1に、子どもの安全について十分な配慮が行われていないからです。1点目は、新型コロナ対策にとって、小規模分散型のほうが有利であることを認めても、新型コロナ感染より前の判断のまま突き進もうとしています。2点目は、近隣で心配されるという土壌汚染が、この保育所建設予定地に影響していないか。土壌調査を拒否しています。第2は、特に楽市保育所エリアの保護者にとって、送迎の負担が増えることが考えられるからです。今後増える保護者を含めて、県道など主要幹線と鉄道の朝夕の渋滞や交通事故の不安の声が現実にあります。第3は、入札において低入札調査基準価格、失格基準価格での張りつきが見られ、総合評価方式の目標は、必ずしも達成されたとは言えません。市長は一旦撤回し、議案を出し直すべきであります。以上で私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○江口委員

この議案については反対といたします。理由については、先ほどより質問で申し上げておりました、総合評価落札方式であります。私ども議会が採択した請願については、総合評価方式を一旦中止、凍結することというふうな形で求め、その間で、実際にどのような形が一番望ましいかを考えた上で、新しい制度をつくっていただきたいというものであります。しかしながら、今回の議案説明でもありましたように、現行の制度をやりながら、制度を検討するということは、私どもの意図することと違います。よって、もともとこの楽市・平恒の保育所自体は、子育てということを考えると、非常に待たれる施設ではありますが、こういった状況の中での契約というのは、認めることができないということで、反対といたします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第77号 契約の締結（（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事）」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（嘉飯地区中学校新人バレーボール大会での負傷事故）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○教育総務課長

「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（嘉飯地区中学校新人バレーボール大会での負傷事故）」について、補足説明いたします。

議案書の64ページをお願いいたします。提案理由としましては、嘉飯地区中学校新人バレーボール大会での負傷事故に係る損害賠償を行うため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出するものでございます。本件内容につきまして、損害賠償の額は193万6418円。1 事故発生の日時等につきましては、平成21年10月11日、日曜日、嘉麻市立山田中学校の体育館、相手方は飯塚市立穂波東中学校の女子生徒で、当時中学2年生であります。3 事故の概要ですが、生徒は嘉飯地区中学校新人バレーボール大会に選手として出場し、試合前から膝の痛みがありましたが、患部にテーピングを施し、3試合に出場しております。大会後も、膝の痛みが収まらず、経過観察しておりましたが、4日後となりましたが、整形外科を受診したところ、4 損害の状況のとおり、右膝内側側副靭帯損傷と、右膝内側、半月板損傷との診断が下されました。5 事故発生の原因としましては、当該生徒は、試合中に今までに感じたことのない痛みを感じていましたが、そのまま試合に出場し、右膝に負担がかかったものと考えられます。事故の内容等から、痛みがある中で試合を続行させ、結果として後遺症が残る大きなけがへつながったことに、学校業務遂行上の過失があったとして、また、相手方にも、一部、保護者の管理責任があるとして、本件事故の過失割合については、市の責任8割、相手方の責任2割として、示談の協議を進めております。6 示談の内容としまして、市の責任8割として、この内訳のとおり、損害賠償金としまして193万6418円の支払い義務があることを認め、さきに内払いとして支払っていた金額47万8221円。これにつきましては、さきに保護者が支出していました実費額を精算した金額であります。この額を差し引いた145万8197円を、示談成立後に支払うものでございます。損害賠償額については、7 内訳のとおり、負傷部分と後遺障がい分を合計した額が損害額193万6418円となります。負傷部分では、主に治療に要した装具費や入通院にかかった費用として算出されました額142万5811円。次に、後遺障がい分として算出された51万607円となります。

また、今回の議案が、今に至った理由につきまして、補足させていただきます。全国市長会学校災害賠償補償保険により、損害賠償額を決定するには、制度上、そのけがの医療行為が完了し、症状が固定する必要がございます。今回の事故では、当時、手術を受けた医師の見解から、リハビリを経ても、後遺症が残り、長期に治療が長引くことが予測されておりました。結果、27歳となられる現在も右膝のけがは完治しておらず、後遺症が残る状況でございます。損害共済給付制度による医療費の支給期間が、最長10年間という規定があり、今回のけがのように、10年経過時点で、なお治療が必要な場合、この時点で将来固定すると認められる後遺障がいを補償する障がい見舞金が認定され、支給されましたことにより、今回の示談内容のとおり、損害賠償額が確定することになったものでございます。今後このような事故が起こらないように注意し、生徒の健康と安全を第一に、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、議案第78号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

本市の過失の点と、それから、どういう教訓を得たかという2点が、聞きたいわけですけど、まず、過失については、本市にはどういう過失があったわけですか。

○教育総務課長

本市としましては、学校としましては、痛みがある中で試合を続行させた当日の判断でございます。合わせまして、また、相手方責任の理由としましては、以前からもこの生徒は膝を痛めておまして、保護者としても管理の責任が挙げられているというところで、このことにつきましては、当該全国市長会引受保険会社である損保ジャパン株式会社の弁護士の審査により、提示されたものを示談の内容としまして、手続を進めさせていただいております。

○川上委員

本人が痛みを訴えているのに、試合に出るように指導したということなんですね。そういうことなんですか。

○教育総務課長

今回、生徒の連続出場に関しましては、痛みがあることは先生も日常からの部活動の中で確認をしておりました。その中で、試合続行中に急な痛みがあるということは把握しながら、意思を確認しております。それで、やはりその生徒につきましては志も高く、キャプテンとかエースアタッカーを務めているというところの責任感があったのでしょうか、そのまま続行することに否定もせずということで、連続した活動の中で、やはりこの障がいに至ったということで、この業務上の中の取扱いの中で、学校側としてもこのように重大なけがに至ったということを、協議を踏まえた上で、このような案件の中で手続を進めさせていただいております。

○川上委員

患部にテーピングの処置を受けてからと言うわけでしょう。誰がテーピングをしたんですか。

○教育総務課長

現場におります顧問の先生だと聞いております。

○川上委員

テーピングというのは、技術が要るわけですよ。正しいテーピングをしなければ、悪化したりするわけですよ。そういうテーピングの技術をその方は持っていたんですか。

○教育総務課長

顧問の先生に直接確認したわけではございませんが、運動部を預かる際に、一般的に講習を受けているということで、先生は一律に講習の受講者であると認識しております。

○川上委員

そういう答弁はまずいですよね。分からないという答弁をするべきですよ。だって認識しているとかというのは正しくないよね、答弁としては。分からないんですよ。それで、この背景には、痛みを訴えている生徒にテーピングを施して、何かさっきの話では、本人が志が高くキャプテンだからとかいうようなことを言っていたけど、あまり関係はないでしょう。この試合終了後と言ったのは、2試合目にスパイクを打って着地したときに、経験したことのないような痛みを感じたわけでしょう。全てに出場したと書いてあるんだけど、このときに先生がもうやめようという判断をする機会があったわけですよ。ずっとあったと思うけど、タイミングがなかったんですか。これはあれでしょう、ウォーミングアップ中に痛みを訴えている。そのときにもうやめろという判断があったはずですよ。そして、テーピングしたでしょう。1試合目があり、2試合目のときに、経験したことないというやつでしょう。そして3試合目に出たわけでしょう。だからここは、誰がそれを防ぐことができたのか。それはどう判断していますか。

○教育総務課長

当日の現場の判断になりますので、やはり部活動の顧問の先生の判断が大きかったと思います。また、大会を主催するに当たっては、全般に管理される組織と申しますか、そういった中でも、そういった生徒の状況などを管理しながら、いわゆる審判の方とか、そういったことにもつながるかもしれません。第一義はやはり日常的にコミュニケーションをとっている先生の判断だと思います。

○川上委員

その先生が判断しきらない場合は、必ずこうなるという仕組みなんですか。複数で判断するとかいうことはないんですか。副部長とか、1人の責任で判断してしまうような仕組みになっているんですか。

○学校教育課長

顧問の先生がまずそれを見られますので、けがをした生徒の状況をしっかり確認して、応急処置を行ったりとか、その状況を確認しますので、そのあと顧問だけで判断が難しい場合については、今おっしゃった副顧問であったりとか、あと、その周りにいらっしゃるほかの学校の先生であったりとか、その審判であったりとかいう方々にアドバイスを受けるようになっております。

○川上委員

いつからなっているんですか。

○学校教育課長

それぞれの部活動で試合があるときであったりとかについては、その大会の中でそのようにけがの場合の対応として、そういうふうにするというふう聞いておりますので、いつからというのははっきりしませんが、かなり前からだと思います。

○川上委員

いつからというのは、この事故の前からそうになっていたのかと、後から教訓を得てそうだったのかという意味の質問だったんですけど、それより前からそういうシステムだったんですか。

○学校教育課長

平成21年より前かどうかということは分かりませんが、その中体連等で試合があっているときは、そのように現場の中ではこういう事案が起こったときは、そのように対応するんじゃないかなというふうに思います。

○川上委員

仮定の話になってくるからあれですけど、常識の話から言えば、子どもがウォーミングアップ中にけがをしていると、これはけがというんですよ。それから2試合目にけがをしました。それで顧問の先生が1人で判断しますか。そういうシステムが、常識があるときに、1人で判断したんですか。そこのところ、交渉の中でもやったじゃないんですか。校長先生にどうしましょうとかいう相談はしてないんですか。あるいは教育委員会にどうしましょうとか相談してないんですか。頑張って、勝ってくれとか言われたりしてないんですか。どうなんですか、そこのところ、具体的には。

○教育総務課長

今、委員のご質問につきましては把握しておりませんので分かりません。先生1人の判断だったのか、当日の判断までを、今回の議案を上程するに当たって、確認が漏れている部分でございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:40

再開 13:42

委員会を再開いたします。

○教育総務課長

すみませんでした。当日の判断としまして、顧問の判断で試合を続けさせたことへの過失という形で確認しております。

○川上委員

顧問の判断とさっきから聞いているけど、顧問は誰かと相談して判断したのではないかという問題意識を持っているわけですよ。さっき言った副顧問という人がいるのか。あるいは校長に相談したりしてないのか。校長は教育委員会に、うちのエースアタッカーはこんなふうだけどうしようとかかね。そういうことをしていないのか。

○教育部長

議案の説明のときに課長のほうからありましたとおり、今、川上委員のほうからのご質問に

つきましては、顧問のほうが誰かに相談したのかということは、こちらは相手方の女子生徒のほうに出られるかと、大丈夫かということで確認をとって、先ほどの説明でもございましたけれども、本人のほうから出られないという回答がありませんでしたので、そのまま継続して試合のほうに出場したという経緯でございます。

○川上委員

その先生は何か医学的な資格があるとか、なにかそういうのはあったんですか、見識とか。

○教育総務課長

保健体育の先生ではございますけれども、医学的な資格を持った先生ではございません。

○川上委員

教育委員会がこのことを知ったのはいつですか。

○教育総務課長

平成21年12月22日でございます。

○川上委員

それは保護者のほうからの情報ですか。それとも学校から、校長から来るのかな。どちらからの情報ですか。

○教育総務課長

学校長から教育委員会のほうに報告がございました。

○川上委員

保護者から教育委員会にお話があったのはいつ頃ですか。

○教育総務課長

経過の中では、平成22年1月29日に、保護者及び校長、養護教諭等とともに委員会のほうに来庁されております。

○川上委員

誰が対応したんですか。

○教育総務課長

時系列の記録の中に、すみません、対応者の区分が抜けておりまして、当日の対応者については把握できておりません。

○川上委員

そんなことはないでしょう。そういう事故が起こっていて何か月かたって、校長と顧問と保護者と見えたわけでしょう。記録があるでしょう。誰が対応した、記録の作成者は誰というのがあるでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:47

再開 13:58

委員会を再開いたします。

○教育総務課長

失礼いたしました。会議の出席者につきましては、当時、学校教育課長補佐及び係長、担当者の3名でございました。また、その協議内容につきましては、保護者としましては、具体的補償について聞きたいので、教育委員会に相談したいことと内容におきまして、説明としましては、今後の補償について、10年間はスポーツ振興センターでの医療費等の補償が可能ですけれども、それ以降については、全国市長会の損害賠償任意保険の手續等の旨を説明いたす協議でございました。

○川上委員

会合があったわけだけど、その当時、学校教育課長は片峯 誠現市長でしたか。

○教育総務課長

はい、学校教育課長は片峯課長でございます。

○川上委員

事故発生のときの学校教育課長は片峯 誠氏ですよ。現市長。来訪があったときの課長も当然、年度内ですから、だったんだけど、片峯市長というか、当時、学校教育課長は、報告はいつ聞いたんですか。

○教育総務課長

先ほどはすみません、会議等の記録等が手元でございます。そのとき、決裁等で確認しております。

○川上委員

だから、いつ知ったのかと、当日知ったのか、大会当日、連絡があって知ったのか、1週間後、校長と先生が連絡してきたときに、誰が対応したわけ、1週間後は。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:02

再開 14:03

委員会を再開いたします。

○教育総務課長

学校長が、学校教育課長に、これまでの経過を報告いたしましたのは、平成21年12月22日でございます。

○川上委員

それは校長が訪ねてきた日なんですよ。私が聞いたのは、先ほどから聞いたのは、片峯当時学校教育課長がいつ知ったか、報告を受けたかということを知っているわけですよ。22日になって、12月22日に聞いたわけではないでしょう。そうなの。ちょっとじゃあ答弁して。

○教育総務課長

はい、先ほどの繰り返しになります。平成21年12月22日に、校長から学校教育課長にこれまでの経過をご報告されております。時系列につきまして遡りますと、平成21年10月11日が事故の発生日であります。その後、4日後に受診をされまして、学校等の中でですね、スポーツ保険の対応ということから、そういう案内をしながら、保護者とは関係を保っております。その後、10月28日、保護者が来校されまして、顧問より、手術を受けることとか、こういう経緯をご報告されております。実際に手術を行われましたのが、平成21年12月21日でございます。そのことを受けまして、教育委員会、学校教育課長のほうに、これまでの経過をあわせて報告されております。

○川上委員

事故が起きるまでというか、3試合目、終わってしまうまでのことと、その後のことをもう教訓化したほうがいいと思うんだけど、学校教育課長に伝えるのに、2か月以上もかかるシステムなんですか、こういうのは。今後のことということもあると思うけど。

○教育総務課長

通常、重大事故等々、あわれましたら、必ず事故報告のほうが行われております。今回のケースにおきましては、テーピングを施しながら、4日間の経過観察等を踏まえまして、手術のほうも12月に行っております。その間、ここまでの大きなけがとつながっていくことが、学校側でも、ちょっと認識が甘く、そのことにおいて、校長からの教育委員会への連絡が2か月を要したと考えております。

○川上委員

校長のところまで情報が止まっていたわけですか。2か月。

○教育総務課長

そのように考えております。

○川上委員

教育委員会は12月22日まで何も知らなかったということなんですか。

○教育総務課長

この時系列、報告の内容からも確認しておりますが、それまでは事実は確認していないと考えております。

○川上委員

こういう地区大会とかあったとき、何かレポートを出すようになってないんですか。学校だけで完結するわけ。教育委員会に成績だけではなくてね、子どもはけがなくとかいうのを聞いたりしないんですか。

○学校教育課長

けが等の、救急車を呼んだとか、そういった場合には報告があるということは聞いております。

○川上委員

それで、そのお子さんのところというか、おうちには、誰が謝罪に行ったんですか。

○教育総務課長

日付で申しますと、平成21年10月28日になりますけども、最初は、顧問が家庭を訪問し、謝罪のほうを行っております。

○川上委員

教育委員会は誰が行ったんですか。いつ。

○教育総務課長

生徒につきましては、平成21年12月21日に手術を受けまして、リハビリ治療が開始されております。手術後に当たってのケアとか、そういったことも含めまして、学校長、顧問、担任は、改めて入院先等を訪問しながら、このことについて謝罪を行っております。教育委員会からは、謝罪のほうは行っておりません。

○川上委員

教育委員会はまだ過失を認めないという立場だったんですか。顧問の先生と学校は過失を認めて謝罪に行ったんでしょ。教育委員会は過失を認める立場になかったわけですか。今日に至るまで謝罪してないわけね。ちょっと答弁してください。

○教育総務課長

長く経過はしております。冒頭からも、学校長、顧問、担任等が謝罪することにより、保護者のほうも手続に移行すること、内容についてですね、今回、議案として出ささせていただきました示談に至る整え方も含めまして、調整等も協議させていただいておりますので、教育委員会からの謝罪は行っていない状況でございます。

○川上委員

いつ行くんですか。

○教育部長

今回、この事故につきましては、今回議案で提出させていただいているとおり、示談という形で損害賠償を上げさせていただいております。その中で、先ほど、担当課長のほうも言いましたように、顧問、担任、学校長のほうが、事故後、また手術後に謝罪に行かれているところでございますので、今回この件について、教育委員会のほうからは、今のところお伺いする予定はございません。

○川上委員

慰謝料を構成する要素は何ですか。慰謝料の額もあわせて聞かせてください。

○教育総務課長

今回、手続を進める中で、保険会社である損保ジャパンより提案を受けました過失割合に基づきまして、8割と、相手方責任2割ということで、提示について示談をいただいております。その内訳につきましては、障がい部分の内訳になります。障がい部分につきましては、治療費になります。また主なものとしまして、両側の装具等の費用、諸雑費とつきまして、入院にかかる、入院日数を掛けた金額、その他、自営業をされておりました休業補償等が障がい部分の内容等で積算されております。また、後遺障がいについては、以後の後遺障がいを認定するまでの慰謝料として、積み上がった金額が、今回の損害賠償の額の算出となっております。

○川上委員

教育委員会はこの方のところに謝罪に行く考えはもうないということを言っているんですか、さっきから。部長は考えないというような趣旨のことを言ったけど、そういうことで行くわけ、教育委員会は。当時の学校教育長はね、後に教育長になってね、そして今市長なんですよ。過失も認めているじゃないですか、8割。13年間もね、担当の先生が謝罪に行きました、校長が行きましたということでね、当時の教育長は誰かと思うけど、これ学校教育課長も当然でしょう、職責からいえば。なぜ13年間も謝罪に行かないでいることができるわけ。武井さんだって行けばいいじゃない。みんなそうやって行けばいいじゃない。武井さんから西から、片峯さんから、森本さんから、全員で行けばいいじゃないですか。この期に及んでね、教育部長が謝罪とか考えていませんという答弁をして、武井さん平気なんですか。片峯市長平気なの。議案を出してはいますよ。過失を認めているわけでしょう。本当にもう謝罪に行かないんですか。

○教育部長

本件事故につきましては、部活動の試合中という流れの中で起きた事故でございます。こちらのほうが、例えば、教育委員会のほうで、どうしてもその所管する学校施設の瑕疵であったとか、そういった部分であるのであれば、そういったお話にもなると思うんですけども、先ほど、うちのほうでも8割の瑕疵ということにはなっておりますけれども、今回は部活動中ということで、担当の顧問、担任の先生、校長先生も謝罪にお伺いされていることから、今のところお伺いする考えはございません。

○川上委員

教育部長には聞いていませんよね。この当時生徒と、保護者の心まで傷つけるのかというふうに思うわけですよ。自分たちが過失を認めてね、示談しているんでしょう。ふんぞりかえって、示談したんですか。頭下げて示談したんじゃないんですか。行けばいいじゃないですか。さあっと今日行けばいいじゃないですか。藤江副市長ね、まだ飯塚市のどろどろしたやつの中には慣れてないと思うけど、どう思いますか。この議案を出した当事者がね。謝罪に行かないというふうに言っている。まだ新鮮な感覚残っているでしょう。どう思うかちょっと聞かsekください。

○教育総務課長

先ほどの繰り返しになりますけども、学校としましては、誠意を持って今後も対応するというので、ご父兄とも円満にこの話を協議させていただいております。で、そのことにつきましては、今後も誠意を持って対応していくことで、了承いただいておりますことから、先ほど、教育部長が申しましたとおり、学校施設の過失でないことということを合わせまして、双方に、今、現状納得をしている状況であるという認識で、このことの手続を進めさせていただいている状況でございます。

○川上委員

分かりました。この議案を出して、過失を認めた市長と、そこにいる副市長、藤江副市長、武井教育長、謝罪に行かないという態度ですからね。それ確認します。これが飯塚市長と教育長、教育委員会の姿なんですか。そういう態度をもう確認してしまいますよ。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博委員

議案第78号で、今るるやり取りがございましたので、私、確認させてもらいますけども、この中学校のバレー部のこの顧問の先生は、経験者でしょうか。まずそれを確認いたします。

○教育総務課長

はい、当顧問は経験者でございます。

○田中博委員

事故の概要も載っていますけども、多分この顧問の先生と、チームをずっと牽引してきたこの生徒と、かなり、この大会に向けて、信頼関係を持ってチームづくりをされてきて、顧問の先生もそうだけど、そういう状態であっても、本人に確認し、テーピングもし、やれるかと。当然、経過を調べれば、やりたいという方向に行ったんじゃないかと思います。強いてこのときのことを考えれば、この大会本部に、スポーツドクターなり、第三者的な方がおられれば、もうこれは無理ですよというストップがかかったんじゃないかと思います。それを考えると、やはり今、中体連でいろんな協議をやっていきますけども、どういう体制でされているかというのは僕も確認していませんけども、今、この異常気象の中で、屋外屋内にしろ、もう熱中症で危ないとかいう状況になりますんで、じゃあその関係者が、その大会自体を開くか開かないか、当然個人的な体調等もございまして、そういった判断ができるような体制で、大会をするような、まず、仕組みをつくらなくてはいけないんじゃないかと思います。今後、今から運動部、中学校の運動部が外部にお願いして、見ていただくという動きが加速していくと思いますけども、誰をどういう形で、そういった方を選んでいくのか。当然経験者になれば、やはりそれに、ある程度重きを置いてやってきてますんで、どうしても勝ちたいという、もう出ると、こんな方向に行く可能性はあると思います。残念なことに、この生徒が完治すればいいんですけども、なかなか経過を聞く限りじゃ完治できないという、残念な結果になってますんで、せめて好きなバレーができるぐらいに、今後なればいいかなと思いますけれども、そういったことを生まないためにも、そういう体制で大会を望む、日頃の部活の練習にしても、その指導者、学校の先生にしろ、外部にしろ、どういう方針で、どういうやり方で指導しますよというのを一つ、きちんとしたものをつくってですね、本当、いい方に指導していただくというのが基本じゃないかと思います。そこをまず、今からのことでありますけど、教育委員会なりが、各中学校に、そういった方をお任せするのか、もしくは、一括してそういう人選を決めるか、個人的には地域、各学校で決めると、地域で学校に協力されている方が、お願いされたら、いやできませんともう断ることが、多分厳しくなると思いますんで、そこのところはやはり、教育委員会の大本で、人選を決めるようなシステムができれば、うまく回るんじゃないかと思います。当然そこに生徒、指導者、これに保護者が入りますんで、いろんな観点で、指導の仕方なり、いろんな試合においての、選手の起用だったりとか、いろんなことにトラブルが起きてきますんで、そこのところを十分留意して、今後、こういう事故が起こらない対策を、根本からちょっと考えていただきたい。結果的に謝罪をすとかしないとかいうのも当然、大事なこともかもしれませんが、僕はまず、この場合はもう顧問の先生と、この生徒の信頼関係がまずきちっとあったんだろうと推測されますんで、そういった中で、こういう不運な事故になるというのはもう残念でしようがない。だから教育委員会の方がそこにおられますけども、しっかりとそこところを踏まえて、今後このようなことが起きないようにちょっと考えていただいて、対応していただきたいと要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（嘉飯地区中学校新人バレーボール大会での負傷事故）」に反対の立場で討論します。飯塚市長及び教育長に対しては、当事者は謝罪を求めて提訴する選択肢があろうと思います。その点に言うとその選択肢を残すためにも、この議案には賛成できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（嘉飯地区中学校新人バレーボール大会での負傷事故）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（ 挙 手 ）

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

川上委員より、「地域活動指導員について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○川上委員

本市では、平成14年度から地域活動指導員の配置が12名あります。その活動状況をお尋ねしたいわけです。質問の趣旨としては、配置される場所が市長部局と教育委員会部局を兼任したセンター長が、それぞれの職員に指揮をし、協働して仕事をするという場面もあったりする中で、職場においてトラブルが生じるところもあります。それで、そうでないところもあるわけですが、その辺の交通整理について、実はトラブルが起きたときに、ある職場で業務分担、支援、報告体制、担任業務のあり方など課題が多い状況で、これが本事案の一因であることから、早急な職場環境の改善を実施するよう要請するというようなことも、颯田交流センターの関係で出ているんですよ。

それで、この際ですからお尋ねをして、執行部のほうで是正を全体として行っていくのに役立つような質問をしたいなというふうに思っております。ご支持、ご賛同をお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「地域活動指導員について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手を願います。

（ 挙 手 ）

賛成多数。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「地域活動指導員について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○川上委員

まず、今申し上げました地域活動指導員設置事業というのがありますが、この事業の概要をお尋ねいたします。

○生涯学習課長

子どもたちの生きる力を育むため、生活体験、社会体験、学習活動などの地域活動を推進する役割を担い、福岡県独自で地域活動指導員設置事業として、平成14年度の完全学校週5日制の導入に伴いまして、土曜日、放課後の家庭地域の教育力を高めるため、この事業が始まっているものでございます。

○川上委員

ほかの自治体を調べてみると規則がありますね。この地域活動指導員設置事業に関する規則があります。ところが本市にはないわけですよ。何に基づいて、この事業は行われておりますか。

○生涯学習課長

地域活動指導員の当初の設置については、この福岡県の地域活動指導員設置事業を根拠に事業展開をしているものでございます。

○川上委員

飯塚市の事業を福岡県の事業要綱で行っているということなんですね。

○生涯学習課長

この平成14年の福岡県の地域活動指導員設置事業が始まった際、当市のほうでは現在のところ、地域活動指導員の当市独自の設置要綱は設定しておりません。

○川上委員

情報開示請求で入手した資料で、地域活動指導員設置事業補助金交付要綱というのが、福岡県のあるんですけども、これは平成23年4月1日から施行となっているんですよ。ところが、遡って平成14年から既に地域活動指導員というのは設置されているわけですね。これはどういう関係か分かりますか。

○生涯学習課長

私が存じ上げているのは、県のほうで補助率なり変わっていく中で、このような形で県のほうで補助金の見直しの際、交付要綱そのものを改廃されてあるというふうに理解しております。

○川上委員

ちょっと先にお金の話をしましょうか。当初、福岡県が補助10分の9となっていますね。減ってきていると思うけど、経過が分かりますか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。手元に資料を持ち合わせておりません。

○川上委員

10分の9が10分の8になり、そして今いくらですか、3分の2になっているわけです。これはいつ廃止になるんでしょう。終期が決まっていますか。

○生涯学習課長

県の事業でございますので、その考え方は分かりません。

○川上委員

これは聞いてみとかなないと。来年から補助金ありませんよと言われると困るでしょう。元々補助金というのは永遠に出すものじゃないでしょう。自立してやれるように補助するというのが補助金の性質でしょう。ところが、平成14年からこの事業についてはずっと出しっぱなしなんです。平成14年というのはどういう年で、福岡県はどのような位置づけでこの地域活動指導員を設置したか、すると言っているのか、そのようなことは把握していますか。

○生涯学習課長

私が理解していますところでは、国のほうにおいて人権教育および人権啓発の推進に関する法律が、平成12年12月6日に施行されております。その第5条の中で、地方公共団体の責務といたしまして、地方公共団体は基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し及び実施する責務を有するというふうな法律が施行されたのが一つの要因ではないかと。あわせて教育基本法の中の社会教育、この分は14年のこととは関係ございませんが、第12条に個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならないというところを勘案して、福岡県においてはこういった地域活動指導員設置事業の補助制度を、交付要綱を制定したのではないかとというふうに考えております。

○川上委員

ソフトというか、人の心の中という点で言えばその流れでしょうね。同時にハードというか、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律というのが、延長、延長を繰

り返した末に平成13年度をもって終結した。なぜかという、これ以上、特定地域における特別対策を続けることがもう必要じゃないということと、これ以上続けることが、かえって部落差別を解消していくのにマイナスになるという認識の下に終結したわけですよ。その年から、翌年度というか14年度からそれが入っていつているわけですね。

そこで、地域活動指導員についてですけど、社会教育法上はどういう位置づけになると思われますか。

○生涯学習課長

この県の地域活動指導員設置事業の中に1号から5号までの活動内容が盛り込まれております。その中で社会教育に関わる部分としては、全てが社会教育の範疇にはなるとは理解しているんですけども、そこをご紹介しますと、1号が様々な生活体験、社会体験活動、自然体験活動に関する企画立案及び指導、2号がボランティア活動を通じた社会教育活動に関する企画立案及び指導、3号が子ども会における学習活動に関する企画立案および指導、4号が家庭、地域の教育力の人権教育啓発活動に関する企画立案及び指導、5号がその他本事業が目的とする子どもたちの生きる力を育むための活動に関する企画立案及び指導と、この内容が社会教育全般的に網羅されているものと理解しております。

○川上委員

社会教育法の第何条ということではないということをおっしゃっているわけですね。そういうことですか。

○生涯学習課長

社会教育法上では、地域活動指導員についての規定はございません。

○川上委員

それはないですよ。独自につくっているんだから。だから、社会教育法の中で、どれに該当するかなど。こういう、5つ今挙げられた事業は。第何条のくくりで派生するとかいうようなことは言えないということかと、先ほど聞いたつもりだったんですけど、それとも、1は何条、2は何条、3は何条、4だけないとか、5だけないとか、そういったことが言えますか。

○生涯学習課長

社会教育法におきましては、第5章公民館という項目がありますが、こちらの第22条に、1. 定期講座を開設すること。2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。6項として、その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること等が規定されております。

○川上委員

ところで、本市には公民館法が適用される場所はどこがあるんですか。

○生涯学習課長

公民館法が適用されることでいきますと、中央公民館のみになります。

○川上委員

中央公民館だけ。交流センターは公民館法は適用外なんですね。どうですか。

○生涯学習課長

今質問委員がおっしゃられるとおり、公民館法の適用範囲ではないというふうに理解しております。

○川上委員

しかし交流センターは、中央公民館との連携の中で、飯塚市全体としての公民館機能もあるわけですね。貸館だけではないわけでしょ。確認してください。

○生涯学習課長

今質問委員がおっしゃられますように、従来公民館という位置づけになっていたものが、平

成30年度に交流センター化しておりますが、活動の状況は社会教育、公民館活動、従来どおり行っている、機能を備えている施設でございます。

○川上委員

筑穂、庄内、颯田のセンター責任者は、教育委員会の辞令ももらっているということなんですかね。

○生涯学習課長

質問委員のおっしゃられるとおりでございます。

○川上委員

市長部局のまちづくりの辞令も当然持っているわけですけど、兼務をしているのはセンター長と、常駐している係長も兼務していますか。

○生涯学習課長

はい、係長も生涯学習課兼務職員でございます。

○川上委員

そういう状況の中で、立岩のセンターだとかあるわけだけど、地域活動指導員の配置は現状どうなっているのか。それは過去から一貫した配置人数なのかお尋ねします。

○生涯学習課長

まず立岩人権啓発センターに3名、穂波交流センターに3名、筑穂、庄内、颯田に各2名ということで、12名を配置しております。

○川上委員

立岩人権啓発センターに3名、これは公民館ではないですよ。機能はありますか。

○生涯学習課長

立岩人権啓発センターの3名は人権教育と啓発担当をしております、2名が生涯学習課職員、そして1名が人権・同和政策課所属の職員というふうになっております。

○川上委員

3人のうち、先ほど紹介していただいた補助対象事業の1から5までの、4. 人権教育啓発に向けた活動という役割を持っているのは、3人とも立岩人権啓発センター、3人ともこの4番の役割を持っていますか。

○生涯学習課長

県が示します4号の人権教育啓発活動に関する業務を担っております。

○川上委員

穂波の場合は、人権啓発センターではなくて交流センターに3人配置ということなんですね。この3人のうち、4番の人権教育啓発関係の仕事を受け持っているのは何人ですか。

○生涯学習課長

穂波交流センターでは、3名配置のうち2名が人権教育啓発担当職員でございます。

○川上委員

同様に筑穂の2名、庄内の2名、颯田の2名のうち、4番の人権教育啓発に向けた活動を受け持っているのはそれぞれ何人ですか。

○生涯学習課長

筑穂、庄内、颯田の各交流センターにおきます人権教育啓発担当職員は1名でございます。社会教育担当がそれぞれまた別途各1名配置しております。

○川上委員

穂波、筑穂、庄内、颯田は活動エリアが想定できますけど、立岩人権啓発センターのこの4番を担当している3人の活動エリアはどのエリアですか。

○生涯学習課長

私が理解しておりますのは、立岩人権啓発センターの2名の職員は、全市的に取り扱います

啓発的なものもありますが、業務によっては旧飯塚地区を担当する業務もございます。

○川上委員

市長、不思議に思いませんか。思わないよね。自分が任命しておるんだから、なぜ中央公民館に3人配置しなくて、立岩人権センターに配置するんでしょう。

○生涯学習課長

その理由について、私も合併以後で社会教育のほうに努めておりますけど、その経過的なものについては存じ上げておりません。

○川上委員

ということは、部長に聞くしかない。どういう事情経過で中央公民館ではなく、立岩人権啓発センターに配置しているか、ちょっとお尋ねします。

○教育部長

立岩人権啓発センターのほうに、中央公民館ではなく配置しているその理由はということですけど、申し訳ありませんが私のほうもその部分については把握しておりません。

○川上委員

誰が分かるんですかね。教育長が分かるわけ。誰も分からない。誰も分からないんだったら、誰も分からないと答弁してもいいです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:50

再開 14:59

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

先ほどの立岩人権啓発センターのご質問でございますが、明確にお答えできる資料をたぐいま持ち合わせておりませんのでお答えしかねます。申し訳ありません。

○川上委員

ここにいらっしゃる方は誰も分からないということですよ。誰も、最高首脳部がいるんですよ。執行部、教育委員会も含めて。そのみんなが、なぜ3人が、地域活動指導員の3人が、立岩人権啓発センターにいるか分からないと。このセンター長は誰ですか。

○生涯学習課長

センター長は会計年度任用職員が務めております。

○川上委員

そのセンター長は市長部局なんでしょう。

○生涯学習課長

質問委員のおっしゃられるとおりでございます。

○川上委員

だから、それは分かるじゃないですか。でも、教育委員会の辞令を持っているこの地域活動指導員が、立岩人権啓発センターに勤務していますと。それを教育長が分からない、なぜなのか。給料は出しています。なぜそこにいるか分からない。こういう勤務の仕方というのは、飯塚市ではほかにありますか。

○生涯学習課長

ほかの場所でというのは、私は生涯学習課の所属職員以外ではちょっと想定が付きません。

○川上委員

こういうのはあるわけがない。任命権者が、なぜ彼らがそこで働いているか、働いているかどうか分かんないよ、何しているのか。なぜそこにいるのか分からない。ということは、そこから先、どういうことをしているかも分からないということじゃないんですか。人権啓発に関

する活動をしている4番ですよ。3人ともそうなんです。5番の子どもとかもあるんですよ、本当は。そういう人を配置してない、飯塚地区には。いいですか。穂波と筑穂と庄内、颯田にはそういう人を配置しているでしょう、5番の人とか、3番の人とかいるわけ。でも飯塚地区には4番の人権啓発に関わる人しかいないんですよ。しかもその人たちは今言ったありさまでしょう。任命権者が勤務先を決めきってない可能性がある。一体何なんでしょうね。この3人は、1人は3番と4番、子ども会における学習活動、4番が家庭地域の教育力向上、人権教育啓発に向けた活動となっていますね。もう一人も同じですよ。ところが1人は、4しか担当してない人がいるわけです。今、平成24年の資料を見ているんですけど。ずっと続くんです、この状態は。でね、備考欄を見ると、4しか受け持っていない、人権教育啓発に向けた活動だけを持っている人は、旧飯塚地区を担当する地域活動指導員の指導及びサポートと書いています。3人いる中で、2人が3番と4番を担当しています、飯塚地区。その人たちを指導、サポートするという役割なんです。どういう仕事をしているのか分かりますか。

○生涯学習課長

人権・同和政策課に所属します地域活動指導員1名がありますが、その職員の指導的役割については、生涯学習課では業務の内容を把握しておりません。申し訳ありません。

○川上委員

安藤さん、違うんですよ。3人、地域活動指導員を配置しているでしょう。その中の1人があと2人を指導及びサポートするというふうになっているんですよ。これ市長部局とか関係ない。地域活動指導員の中での位置づけなんです。だから、残り2人は指導を受ける立場なんです。だから、この指導及びサポートする係というのはどういう仕事をしているのか分かりますかと聞いたわけ。

○生涯学習課長

繰り返しになりますが、人権・同和政策課に所属しています地域活動指導員で、そのほかの2人に指導的役割を担っている、こういったものを行っているということについては、ちょっと私のほうでは把握しておりません。

○川上委員

生涯学習課長が上司なんでしょう。地域活動指導員の上司は、生涯学習課長なんでしょう。

○生涯学習課長

私のほう、生涯学習課のほうで所属しておりますこの立岩人権啓発センターで申し上げますと、2名、地域活動指導員がおりまして、今、質問委員が言われています指導的立場という職員の地域活動指導員1名分については、人権・同和政策課所属となっております、私ども生涯学習課の所属職員ではございません。

○川上委員

食い違っていますけど、今はそうなっているんですか。でもさっきの話では、地域活動指導員3人配置した。そのうち2人は生涯学習で、1人は市長部局ということをおっしゃっているわけですか。ちょっと確認して。

○生涯学習課長

今、質問委員おっしゃられたとおりでございます。

○川上委員

生涯学習課、教育委員会の流れの2人を人権・同和政策のラインの方が指導及びサポートしているということなわけですね。そういうことでしょうか。

○生涯学習課長

人権・同和政策課に所属しています地域活動指導員が指導的、サポート的役割という業務の内容は、私のほうでは把握できておりませんので、お答えすることができません。申し訳ありません。

○川上委員

いや、まだ聞いてないです。仕組みを今聞いたんです。仕組みはそういうことでしょう。人権・同和政策課、市長部局の指揮下にある地域活動指導員が、生涯学習課指揮下のお二人に、要するに教育委員会の指揮下にある2人に指揮をしているということなんよね。これ資料を見ると。指導員の指導とサポートですから。市長部局の職員が、教育委員会所属の職員に指導とサポートをしているということなんでしょう。

○生涯学習課長

この人権・同和政策課の職員が指導的な役割をしているかどうかということですが、特段に指導的役割をしているものというふうには認識しておりません。

○川上委員

してないんでしょうね。でも、福岡県に対する補助金実績報告書には、しているって書いてあるんですよ。どうなっているんでしょうね。

それで、この12人の人たちの具体的な業務は、皆さんからいただいた資料を見れば見当はつくんだけど、月17日出勤の人と18日出勤の人とあるんですよ。穂波の2人のうち1人は18日出勤になっているんですよ。私が知っている人がいるんで、部落解放同盟の幹部ですよ。どうしてこの方だけ、ほかの人は17日なのに、この人だけ18日なのかというのは、聞くよというふうには言っていましたけど、分かりましたか。

○生涯学習課長

すみません。私の認識では、現在の会計年度任用職員で地域活動指導員は17日勤務というふうには認識しております。

○川上委員

補助金申請に関わるもの、あるいは実績報告に関わるものには18日となっているんです。そして、この18日が、部落解放同盟の幹部が交代、次の方に交代しても引き継がれています、18日は。だから他のところとは違う、決まりきった何かがあるのかなというふうに思ったんだけど、それは調べる必要があると思います。

それから、3番の子ども会における学習活動とありますでしょう。これ、どういうことをしているんですか。

○生涯学習課長

3号は、子ども会におきまして、遠足、キャンプ、草取りなどの奉仕活動、例えば、クリスマス会、かるた会、夏休みのラジオ体操、七夕会、それからジュニアリーダー研修などを行っている活動というふうに認識しております。

○川上委員

月17日出勤。飯塚市には子ども会はいくつありますか。

○生涯学習課長

現在の単位クラブの総数については、活動状況は、ちょっとコロナの関係もありまして、把握できてない状況でございます。

○川上委員

今、聞いたのは、子ども会がいくつありますかと聞いたんですよ。それが分からないですか。

○生涯学習課長

ご確認ですが、この3号のことは、子ども会の総数ということでご質問されてあるということでしょうか。申し訳ありません。手元に資料を持ち合わせておりません。

○川上委員

今、自治会の数は130ぐらいあるんですかね。もう子ども会がないところも多いと思うけど、自治会ごとに大体は子ども会ってあるじゃないですか。その子ども会のことをここで言っているんですか。地域活動指導員が対象にしている子ども会というのは。

○生涯学習課長

地域活動指導員が活動します子ども会のこの3号と言いますのは、通常の子ども会、一般的な自治会にあります子ども会のことを指します。

○川上委員

その数が分からないというのは不思議でしょう、あなた方が。不思議と思いますか。思うなら思うと。

○生涯学習課長

令和3年度現在で131子ども会が活動されています。

○川上委員

そうしたら、3番の業務に当たっている方たちは、その自治会をどうやって選んでいるのでしょうか。3番の任務に就いている人は全員ではありませんからね。2、3人しかいないでしょう。3、4人はいるのかな。131を手のひらに乗せて、どう指導、指導だからね、彼らは指導員だから。どういうふうに行っているのでしょうか。分かりますか。

○生涯学習課長

質問委員、おそらく情報公開請求いただいておりますので、その部分での3に丸がついている部分でおっしゃられているかと思いますが、この3については、錯誤していたというふうにちょっと思っているところです。申し訳ありません。

○川上委員

錯誤とはどういうことですか。子ども会における学習活動というのが、県の要綱の3番ですよ。この任務に就いている方々が何人もいるということを書いて質問しているんだけど、何が錯誤になるんですか。

○生涯学習課長

決算特別委員会で資料要求を質問委員からしていただいておりますが、そちらのほうでは3号というチェックはかけておりませんので、3号を適用します地域活動指導員の活動はございません。

○川上委員

決算特別委員会、資料要求したけど、決算特別委員会で提出を受けてないので、その話は分かりません。手元の資料は情報開示請求したあなた方の資料です。だから、錯誤とかはありえないわけですね。

この子ども会、131と今言われたんですけど、毎年増えたり減ったりしていると思うんですけど、ここで言う子ども会は、自治会の子ども会のことですか。それとも解放子ども会という子ども会のことを言っているんですか。

○生涯学習課長

先ほど131と言いましたが、この3号の子ども会と言いますのは単位子ども会のことでございます。自治会にあります子ども会のことでございます。

○川上委員

そうすると、131の子ども会を対象に3の業務を受けている人は頑張るとなるんですけど、実態を見ないといけませんね。実際は、解放子ども会だけ行っているのではないかと。分かりますか。分からない。

○生涯学習課長

ただいまご質問いただいております解放子ども会に活動支援あるいは指導ということで企画立案等が入っています地域活動指導員は、4号の人権教育・人権啓発の活動のジャンルで行きます。

○川上委員

分かりました。じゃあ、4号の今言われた業務を受けている地域活動指導員は、生涯学習、

教育委員会のほうでは何人になるんですか。

○生涯学習課長

生涯学習課におきます人数は7名になります。

○川上委員

これに先ほど市長部局の人がいるので、8人で解放子ども会の仕事に当たっていると。それと、3番のそれ以外の子ども会、130ぐらいあるんだけど、兼任している人もおるけど、大変ですよ。で、解放子ども会はいくつありますか。

○生涯学習課長

解放子ども会につきましては、人権・同和政策課の事務事業となりますので、詳細データを今は持ち合わせておりません。

○川上委員

そもそも子ども会は何か子ども会って、〇〇自治会の子ども会でしょう。なぜ解放子ども会とか名前をつけるんですか、飯塚市が。飯塚市が要綱で解放子ども会と書いているでしょう。その解放とは何のことなんですか。飯塚市の要綱にある解放というのは、この仕事をこの地域活動指導員と一緒にやっているとということなんでしょう。この解放とは何のことですか。

○生涯学習課長

今、質問委員が言われます解放という言葉については、所管しておりませんので詳細、そういった言葉のご説明、申し訳ありませんが分かりません。よろしくお願いします。

○川上委員

生涯学習課は、分からない仕事を地域活動指導員、実態はどうか分からない指導員に、分からないものを分からない状況の人に仕事をさせているというか、してもらっているというか、生涯学習課というのは大変な仕事だなと思いますけど。

それで、いずれにしても解放子ども会の仕事をしていることが分かりました。そうすると、補助金をもらっている部落差別解消推進団体、具体的には部落解放同盟と同和会ですけれども、この地域活動指導員の皆さんは、その業務を果たしていく上で、当然この補助金団体と、部落解放同盟と連携をとって仕事をするようになりますよね。どういう連携の実態があるのか、どういうルールがあるか分かりますか。

○生涯学習課長

地域活動指導員のうち、人権教育啓発担当であります地域活動指導員、飯塚市部落解放研究会や人権講演会など、飯塚市全域を対象とした業務を支援することがございます。その際は、人権・同和政策課からの職員派遣依頼がっております。解放子ども会事業、人権学級における事務事業は、人権・同和政策課の所管となりますので、重ねて申し上げますが、この事務事業に関わる部落解放同盟との連携については、直接連携してないというふう聞いております。

○川上委員

飯塚市から累計で、何億円も補助金をもらい続けている、団体が人権啓発、人権教育啓発に関する活動をする地域活動指導員と連携をとらないということはあるんでしょうか。あるんですか。

○生涯学習課長

地域活動指導員は解放子ども会や人権学級の年間計画などの企画立案の会議、協議に参加しているということは確認しております。ほかの生涯学習課職員は参加しておりません。重ねてになりますが、参加していない理由としては、事務事業については人権・同和政策課の所管となりますので、詳細について連携をとっているものではございません。ご質問の部落解放同盟と地域活動指導員との連携についてということでご質問かと思いますが、会議や協議のときに解放同盟の方が委員などで参加することはあるとのことですが、直接連携をとることはないというふう聞いております。

○川上委員

そこは正確にしておく必要がありますよね。指揮下にあるはずの指導員の活動だから。そこで、その方々が、地域活動指導員が出張することがあると思うけど、どのぐらい出張されていますか。

○生涯学習課長

出張ということのご質問ですが、令和3年度の出張実績でございますが、4回で10名となっています。その内訳は、人権教育関係で1回4名、社会教育関係で3回6名というふうになっております。

○川上委員

普通どこに行くんですか。どういう出張先、内容。

○生涯学習課長

例えば福岡県の人権同和教育夏季講座、それから生涯教育まちづくりフォーラム、それから福岡県社会人権同和教育担当者協議会の筑豊ブロック研修会、あるいは地域活動指導員連絡協議会、それから同和問題啓発強調月間講演会などでございます。

○川上委員

講演会とかフォーラムとかは出張とかになるんですか。個人の資格で行くものじゃないんですか。

○生涯学習課長

生涯学習まちづくりフォーラムだとかでありましたら、県の社会教育センターのほうから社会教育担当課のほうにご案内があります。それを各社会教育の関係職員のほうに周知いたしまして、参加を確認とりながら出席することがございます。

○川上委員

それは旅費が出るわけでしょう、当然。

○生涯学習課長

県内での公用車での出張になりますので、旅費は出ません。

○川上委員

公用車で行くということなんですね。時間中に行くわけでしょう、出張だから。普通、講座だったら個人の資格で参加費も払って、交通費も出して行けばいいんじゃないかという気もするけど。

それで、出張の際のルールはどうなっていますか、この地域活動指導員の出張のルール。

○生涯学習課長

出張手続きにつきましては、生涯学習課長であります私の出張命令の手続きを行っております。

○川上委員

それは、課長がこの業務に誰に行ってもらいたいということで、課長のほうから相談するんですか。それとも職員というか、指導員のほうからどこどこに行きたいんですけど出張命令を出してくださいというふうに言うてくるわけですか。両方ある。

○生涯学習課長

今、議員が後段おっしゃられていますように、本人から出張の希望がある場合、発意されて行かれる場合と、それから私のほうから業務命令で出張してくれということと、双方あるかと思えます。

○川上委員

地域活動指導員からここに行きたいんだけど、出張命令を出してくださいと言って、拒否したことがありますか。

○生涯学習課長

本人の資質向上等ありますので、そういったものについて、私が生涯学習課長になって断っ

たことはございません。

○川上委員

出せば許可という感じですね。

ところで12人なんですけど、職員としての地位というか、身分というんですかね。位置づけはどうなっていますか。

○生涯学習課長

職員としての位置づけは、会計年度任用職員2級の任用を行っています職員でございます。

○川上委員

それは2年前からそうになっているんでしょう。

○生涯学習課長

質問委員がおっしゃられるように、令和2年からでございます。

○川上委員

それより前の話は後で聞きますけど、17日勤務、先ほど言った18日勤務にもよるけど、17日勤務の場合は、凸凹があるかもしれませんが、大体年収でどれぐらいですか。

○生涯学習課長

おおよそでございますが、年収でおおよそ200万円ほどだというふうに認識しております。

○川上委員

夫婦で働けば400万円ということなんです。

それで、それ以前は会計年度任用職員、1年限りではないわけでしょう。それ以前はどうだったんでしょうか、平成14年から。

○生涯学習課長

会計年度任用職員制度が導入される前は、嘱託職員としての任用でございました。

○川上委員

会計年度任用職員は1年、3月31日に一旦辞めてもらうということに、一旦というか任期切れとなりますけど、嘱託職員の場合は任期というのはどうなっているんでしょうか。

○生涯学習課長

以前の嘱託での任用のことについては、私のほうでは分かりません。

○川上委員

まず、この2年間のことでもいいんですけど、採用基準はどうなっていますか。

○生涯学習課長

地域活動指導員の採用基準につきましては、福岡県地域活動指導員設置要綱第2条に沿いまして、教育に関して豊かな見識と意欲を有すると認められる者の中から任命することとなっております。よって、採用に当たってはこれまでのご経験や社会教育活動等に対する意識などについて重視しておるところでございます。

○川上委員

採用の基準はもうこれと、県の補助金要綱ですよということなんです。そうすると、採用方法、公募はいつしていますか。

○生涯学習課長

今、質問委員が言われております公募という形ではやっておりません。

○川上委員

地域活動指導員という業務があって、会計年度任用職員募集とかいうのはないわけですか。

○生涯学習課長

地域活動指導員は会計年度任用職員として任用しております。会計年度任用職員の募集については、事前登録制度という形の中で登録申込書兼履歴書を提出いただき、候補者として登録されております。人員配置が必要となりましたら、登録された方の中から必要に応じて書類選

考、面接を行う形になっております。

○川上委員

会計年度任用職員は、本市の場合、何百人ぐらいおられるんですか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。私のほうでは把握をしきれておりません。

○川上委員

採用を待っている方々はどれぐらいか分からないでしょう。

○生涯学習課長

そのことについても、私のほうでは分かりません。

○川上委員

そうすると、3月31日で任期が切れるわけでしょう。そうすると、継続して働きたい場合はどうなるんですか。

○生涯学習課長

この会計年度任用職員の制度が導入された後でございますが、ご本人の任用継続の希望調書の確認が所属長宛て、人事課から回ってまいります。その上で、現在任用されてある会計年度任用職員の方々に次年度の意向調査、意向を確認させていただきながら、来年度の継続任用に向けてということの動きをやっております。

○川上委員

そうすると、その方を地域活動指導員として次年度継続雇用するかどうかはどうやって決めますか。本人から希望を確認するでしょう。継続採用するかどうか、どうやって決めるんですか。

○生涯学習課長

会計年度任用職員の方々につきましては、現在、人事評価制度が導入されておりまして、その内容において確認しながら、その結果に基づいて来年度任用の参考という形で使っておるところでございます。

○川上委員

面接か何かするわけですか。

○生涯学習課長

業務の内容等について必要に応じながら面談をしているところで、当課においてはしているところでございます。

○川上委員

どういう場合、必要になるんですか。

○生涯学習課長

面談については、そういった人事評価で過去の1年の振り返り時期、人事課からのほうからのご案内がありますので、それに応じて面談を行っているところでございます。

○川上委員

私が聞いたのは、必要な場合という言い方をされませんでしたか。12人全員を面接してということなのか、希望がある人全員なのか、希望があるうち、この人はちょっと会って聞いてこうというようなことがあるのか。ちょっと分かりにくかったんで。

○生涯学習課長

次年度の任用に向けて、人事評価に記載された内容と1年の振り返りをしながら、来年度の任用の意向も確認しながら、全ての会計年度任用職員の方とは面談をしております。

○川上委員

そのときに、やみくもにこんにちとはか言うわけにいかないでしょう。この点とこの点とこの点を聞くとかいうようなことがあると思うんですよ。どういったポイントをお尋ねになるん

ですか。

○生涯学習課長

ポイント的には1年の業務の振り返りですので、業務のことで中身の成果的なものをお尋ねしたり、あるいは体調の状況も確認いたします。そういった内容を確認しているところでございます。

○川上委員

十何年か振り返ってみると、当然ながら交代があっっています。新規採用があるということですね。新規採用の場合は、どういうふうなルールになっているんですか、この地域活動指導員については。

○生涯学習課長

会計年度任用職員については、先ほども採用方法、登録方法についてご説明申し上げましたが、事前登録制度という形の中で登録申込書兼履歴書を人事課に提出された方がその候補者として登録されておりますので、登録された方が生涯学習課で求める人材でいなかった場合には、広く人材を求めていくことになります。

○川上委員

もう一遍ちょっとお願いしていいですか。

○生涯学習課長

会計年度任用職員につきましては事前登録制度という形の中で、登録申込書兼履歴書を人事課に提出された方がその候補者として登録されているところでございます。登録された方が生涯学習課で求める人材としていなかった場合は、また別途広く人材を求人していくことになります。

○川上委員

公募しているということですか、そしたら。その場合は。

○生涯学習課長

元々人事課のほうでは、この会計年度任用職員としての募集はホームページ等でもアップしているところではございます。

○川上委員

後ろのほうの話ですよ。登録している人の中で、この人という方がいない場合は、別に広く求めるとおっしゃったじゃないですか。その広くという方法は、先ほど、片峯市長が何か違うよとか手を振っていたけど、違うのかな、公募ということではないのかと思ったわけです。会計年度職員の中に、この方ならいいなと思う人がいない場合は、別に広く募集するわけでしょう。それはどういう形で募集するんですか。

○生涯学習課長

今、質問委員が言われます広くというのは、過去にまだ実施したことはございません。

○川上委員

そうしたら狭く募集をする。それで、会計年度任用職員の登録をされてる人以外からの採用は、この2年間ないですか。

○生涯学習課長

あくまでも登録された方が任用の候補者となりますので、登録外の方で任用することはまずないかというふうに認識しております。

○川上委員

認識しているというのはなかなか難しいな。後で認識違いましたという話になってきますからね。会計年度任用職員に登録しているでしょう。順番でお願いするわけじゃないんでしょう。職員になりたいなと思ったら登録すればいいわけでしょう。そうしたら、この方が適切だなと思ったらその人を採用すればいいんでしょう。先着順というわけでもないんでしょう。選ぶん

でしょう。どうなんですかね。

○生涯学習課長

質問委員がおっしゃるように、先着順というようなことはまずありません。登録の際に出された選考書類だとか、あるいは面接をしながらの結果に伴うものでございます。

○川上委員

まさかと思うけど、登録していない人は採用していないという認識なんだから、なってもらいたい、なりたいという判断された人は登録すればいいわけでしょう。難しくはない。そうすると、なりたいという人、ならせたいという人があったとすれば、採用するということができるわけね、ルール上。

○生涯学習課長

事前登録をいたされた方が対象とはなると思います。

○川上委員

2年より前、嘱託制度のとき、嘱託と言われたでしょう、そのときはどうだったんでしょう。

○生涯学習課長

当時のときに、この登録制度というのが確立されてあったかは分かりませんが、同じような運営は過去やっていたのではないかと、思いますと回答してはいけないと思いますが、詳細については分かりかねます。

○川上委員

ちょっと2年より前のことはよく分からないということなんで、別の機会に聞きますけど、決算特別委員会か何かで。今言ったように、本人が希望する、またはその人にぜひなってもらおうというような場合は、先ほど言ったような、何とかな、手法があるわけですよ。だから、地域活動指導員は思いのままに任命ができる状況に、実際あるのではないかとと思われるわけです。

そこで、部落差別解消推進団体補助金をもらっている団体、部落解放同盟あるいは同和会から、及びその幹部からの紹介行為というのはないんですか。この人が今度はもう3月31日以降働かないので、できないので、この方をお願いしたいと。もう登録もしたよというような紹介行為というのは駄目なんですか。

○生涯学習課長

ご質問の部落解放同盟からの紹介や、そういった求めることは行っておりません。

○川上委員

向こうからの方をと。あなた方が求めなくても、向こうがこの方の次はこの方をお願いしたいんですというようなこともない。

○生涯学習課長

そのようなことはございません。

○委員長

川上委員に申し上げますけれども、最初に説明のときに言われました所管事務調査の趣旨、兼務であることから働きにくい状況にあるため、また地域活動指導員の働き方を改善するという趣旨だったと私は思っているんですけども、ちょっと外れているような。また時間も長時間、長くなっておりますので、そろそろまとめていただければと思います。

○川上委員

そうすると、補助金団体からの紹介行為はしては駄目なんですかね。

○生涯学習課長

重ねてになりますが、会計年度任用職員の事前登録制度というものがありますので、それに沿うということになるかと思えます。

○川上委員

だから、登録している人の中からこの人を取ってくださいと、採用してくださいというふうに部落解放同盟が言うことは駄目なことかと聞いているわけです。

○生涯学習課長

駄目かどうかということですが、私が答える立場にはございません。

○川上委員

じゃあ市長に聞きましょう。駄目なんですか。部落解放同盟が会計年度任用職員の中からこの人を今度採用してほしいよと言われたことはないですか。悪いことなんですか、これは。

○教育部長

あくまでも地域活動指導員についてという所管事務の中でのご質問でございますので、先ほど課長のほうも申しましたとおり、登録をされている方の中から、この地域活動指導員の要綱に基づいたご質問、職務内容などを聞いて、それに対してうちのほうがどうかという判断を下している状況でございますので、ご質問の内容はちょっと趣旨的には、うちが答える立場にはないということで考えています。

○川上委員

ということは、部落解放同盟が紹介したりしても受け止めるという答弁なわけね。排除しないという答弁ね。確認していいですか。

○教育部長

配慮をすることはございません。

○川上委員

ございませんと言ったんですか。

○教育部長

配慮をするのかというふうに問われたというふうに聞きましたので、配慮をすることはございませんということでございます。

○川上委員

排除と言ったわけですか。部落解放同盟の紹介を排除したら悪いのかと。排除。あなたはなんて言ったんですか。

○教育部長

大変申し訳ありません。配慮と聞こえたものでございますので、排除ということになりますと、いわゆる事前登録制の中でそれを排除するのかということになると、あくまでも登録をさせていただくという形になりますので、登録自体は排除とはならないというふうに考えてます。

○川上委員

委員長がもう終われ終われと言うじゃないですか。だから、登録の中から、中でもいいよ、この方をお願いしますというふうに、部落解放同盟が推薦したりすることは駄目なことかと聞いたんですよ。これなら分かりやすいやろ。

○生涯学習課長

部落解放同盟から推薦をされることが仮にあったとしても、それは我々の立場ではそれを受けられるわけにはいけないというふうに認識しております。

○川上委員

教育部長、その答弁で確認していいですか。解放同盟が推薦しても、言ってきたも、受けるわけにいかないと。そういうことでいいですか。

○生涯学習課長

重ねて申しますが、推薦されても、あくまでも事前登録制度ということ人事課のほうでは設けておりますので、推薦あるなしということはなく、その制度に基づいて任用というふうになっておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○川上委員

登録した人の中から推薦と言っているじゃないですか。だから推薦とかあつせんとかいう行為そのものが駄目なんですよ。いいんですか。登録の中からこの人をという行為が。どうなんですか。

○生涯学習課長

失礼しました。推薦ということは考えられませんので、重ねて。

○川上委員

山田部長、確認していいですか、今の答弁。考えられないと、駄目だということですよ。

○教育部長

仮に、推薦、この方をお願いしたいというふうなお話がたとえあつたとしましても、うちのほうが判断するのは、先ほど来、課長が申しております本人との面談、まず第一義的に事前登録されていることが第一義的でございますが、その後、面談において不適ということになれば、仮に推薦があつたにしても、登用はできないということになります。

○川上委員

部長の答弁と課長の答弁が全く違うね。両方確認ときましよう。部長は、推薦があれば受け付けますと。駄目かどうかは自分が判断しますと。課長は推薦そのものが困りますよということですよ。そういう答弁が2つ出ましたというのを確認しましよう。

(発言する者あり)

いやもういいよ。市長ほか特別職及び市議が推薦する行為は、当然駄目だと思うけど、あなたの方のほうはどうですか。こっちはアウトよ。皆さんのほうはどうですか。議員のほうから、ちょっと登録しているんだけど、あの方どうだろうかというふうに言われたときは。

○教育部長

先ほどの分ともかぶるんですけども、推薦というのは、相手方のほうから一方的にこちらのほうへのお話ということですので、そういう意味では、そういう例えば仮にお話があること自体は避けられないわけです。この方をお願いしたいというふうな連絡があつたとき、それを聞かなかつたということはちょっと難しいと思います。要するに何も聞いていませんというのは。ただ、仮にそういうふうなお話があつたとしても、そのことを考慮するような採用の方法はとっておりませんということ、先ほど来からご説明申し上げているところです。

○委員長

ちょっといいですか。川上委員。今ですね、所管事務調査は地域活動指導員の兼務とか、働き方とか、そういう部分についてされていますけれども、当初ですね。でも今は会計年度職員の、何かこう在り方じゃないけど、の質疑になっていますので、大分ちょっと外れていますので――

(発言する者あり)

会計年度職員の推薦とか、そこらあたりというのは全てに関連してきていますので――

(発言する者あり)

ここだけじゃありませんので、またそろそろ時間もたっていますので、そろそろまとめてください。

○川上委員

山田部長の答弁は、推薦そのものを受け止めますという答弁だつたと思うんで、確認したい。

○教育部長

受け止めるというのではございません。そういったお話がたとえ出たとしても、それは受け止めずに、採用基準に基づいて、公正に判断すると、そういうものでございます。

○川上委員

受け止めないという答弁ね。そしたら、地域活動指導員は部落解放同盟や同和会の幹部と兼任は、現実問題としてあるかないか、お尋ねします。

○生涯学習課長

そのような実態については、私どものほうでは把握しておりません。

○川上委員

それから、NPO人権ネットいづかのメンバーと地域活動指導員の兼任というのはありますか。

○生涯学習課長

ご質問のその件につきましても、当課のほうでは把握しておりません。

○川上委員

これは調べるところですよ。なぜかという、委託業者だから。委託業者の理事や、何といったかな、支援員、もし兼ねていればということで、調査要求したいと思います。調査してくれませんか。

○生涯学習課長

当該職員が委託の関係で、あるいは補助金等を交付決定するなどの職責で、かつ行政運営に影響のない場合、報酬がないときは、特に許可なく、そのメンバーなり兼業することが可能と考えられております。報酬が生じる場合は人事課に許可申請の提出が必要となります。

○川上委員

それがあっているかどうかというのは確認ができますか。許可申請。

○生涯学習課長

その点については、人事課のほうに確認しなければ、今お答えすることはできません。

○川上委員

人権ネットいづかの理事には市役所OBも入っているわけよね。なかなか難しいところなんです。それで、命令系統、颯田交流センターでトラブルが起きましたね。どういうトラブルが起きたんですか。

○生涯学習課長

実は、令和4年1月26日から27日の2日間にかけて、新たな図書館システムのリプレースに伴い、操作研修を実施いたしております。操作研修に際し、令和3年12月末の頃に飯塚図書館のスタッフから、直営の図書館でございます穂波図書館と颯田図書館の図書館司書に操作研修のお知らせを行っております。その後、地域活動指導員のほうから当課のほうに操作研修への参加希望の申出がございました。図書館司書が指定休や休暇等の場合の対応もございましたことから、当課では研修への参加を、逆にお願ひしておったところがございます。しかしながら、直前の1月24日の月曜日の交流センター内での業務予定の確認の中において、図書館司書と地域活動指導員が図書館システムの操作研修に参加することについて報告してありましたところ、生涯学習課、我々のほうから交流センターに対して研修にかかります情報共有と、職員派遣依頼をしていなかったということが判明しております。このことを受けて、1月24日付で文書で改めて図書館システムリプレースに関わる操作研修への職員派遣ということで、交流センター内で図書館司書のほか、もう1名の参加に関わる調整を図っていただくため、依頼文書として私の名前で、生涯学習課長名で行ったということでございます。

○川上委員

今の説明では何のトラブルもないじゃないですか。トラブルがあったんでしょ。続けて答弁してくださいよ。

○生涯学習課長

その情報共有と職員派遣依頼をしていなかったことから、職員間のトラブルが生じたものでございます。

○川上委員

どういうトラブルですか。

○生涯学習課長

詳細についてはプライバシーに関わることですので、説明しかねます。

○川上委員

プライバシーに関わらない範囲内で教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:05

再開 16:14

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

トラブルの内容ということでのご質問ですけれども、1月24日の月曜日の交流センターでの朝礼の際のこととございました。朝礼の際に業務予定の確認がなされております。このときに図書館司書と地域活動指導員のほうから、図書館システムの操作研修に参加することについての報告がなされております。そのことを情報共有していなかったほかの職員が、この地域活動指導員と図書館司書のほうに、これは地域活動指導員と図書館司書側からの立場であるでしょうけれども、叱責されたことがこのトラブルの原因というふうになっております。

○川上委員

この地域活動指導員は、担当活動内容は4番と5番なんです。なぜこの地域活動指導員が、図書館の関係の仕事に本来の司書と一緒にしようと思うんでしょうかね。どういう事情か聞きましたか。

○生涯学習課長

颯田交流センターでの地域活動指導員でございますが、颯田交流センター内に図書館を構えておまして、そこに1名、図書館司書を配置しております。この図書館司書が指定休あるいはお休みを取られた際には、このサポート、業務支援という形で、交流センターの全ての職員も生涯学習課の業務をサポートしております。逆に兼務いただいておりますので、職員誰もが図書館の貸出し、返却、そういった業務を担うことになっております。

とりわけ、図書館司書の事務、補助者となっておりますのが地域活動指導員であります生涯学習課所属の職員でありますことから、図書館業務を補助する立場にあって、あえてこの地域活動指導員の方から、私のほうからも図書館のリプレースに際しての操作研修に参加したほうがいいですよということでの話をいただいていたわけなんです。なので、そういった事情から図書館司書の事務補助者として、地域活動指導員がその任に当たっているところでございます。

○川上委員

よくニュアンスは分かりませんでしたけど、私も行ったほうがいいですよと言われてのは、課長に直接言われたんでしょう。それいつなんですか。

○生涯学習課長

まだリプレースの、この研修の期日が決まらずいぶん前になります。たまたま私が颯田交流センターに別件で立ち寄ったときにそういう話をした記憶がございます。それはまだ1月に入る前、年を越える前のことだったと記憶しております。

○川上委員

おかしいでしょう。この方は4と5、家庭地域の教育力向上、人権教育啓発に向けた活動とか、その他子どもたちの生きる力を育むための活動を必死に頑張らないといけないんですよ。もしというか、当然だけど、図書館の司書が休むときは、地域活動指導員ではなくて、今おっしゃった全体の力でカバーするようなシステムがいるじゃないですか。この地域活動指導員が、私も行っていいですよとか、ありえないでしょう。旅行に行くんじゃないから。

これは、冒頭申し上げました颯田交流センターで起こったこと背景には、業務分担、支援、

報告体制、担任業務の偏りなど課題が多い状況で、これらが本事案の一因であることから、早急な職場環境の改善を実施するよう要請するとなっているわけですよ。誰宛てか分かんないけど。

先ほどから、これを冒頭申し上げた上でずっと聞いてきました。この職場環境の改善、どこまで進んでいるのかということも、今後の質問のポイントではあったんだけど、同時に大きい背景として、部落解放同盟のこの分野への強力な影響がないのかと。これが背景となって、こうしたもともと難しい複雑なシステムを圧迫して、その中で職員が犠牲になっているということじゃないのかと、課長も含めて。だから、先ほど採用のルールとかいろいろ聞いてきたけど、メンバー表を見たら、学校の同和推進教員のOBとかがNPO人権ネットいづかにも入っていくし、ここにも来ている。出入り自由ですよ、これ。暦年で誰がどこにこう行ったとかいうのは。本当に出入り自由な状態です。兼任もしている。

中には、これお尋ねしますけど、こういうのがあるんですよ。平成29年度地域活動指導員設置事業実施計画書、12人出すわけですよ、名前を書いて。名前を書いて、福岡県に補助金申請するわけですよ。ここに補助事業者、飯塚市と書いて、住所も書いてある。代表者氏名、飯塚市長片峯 誠と書いてあるんですよ。地域活動指導員氏名、Aと書いてあるでしょう。性別が塗ってある。年齢も塗ってあるんですよ。何でしょうかね。塗るほどのことをここに書いているんでしょうかね。こういうのを堂々と出して、福岡県に補助金3分の2くれと言っている。福岡県もああそうですかと言って何千万円もお金くれているわけでしょう。平成14年にこの制度を福岡県が作っていくんだけど、このAというのは何ですか。指導員氏名A、片峯 誠市長の代表者氏名と書いてあるやつ。Aとは誰のこと。

○生涯学習課長

平成29年4月1日に補助金申請書を、質問委員がおっしゃられるように提出しております。前任者の地域活動指導員が平成29年3月末に退職されまして、後任の地域活動指導員が平成29年4月17日に任用となっております。補助金申請書提出時点の4月1日に職員が決まっていなかったため、Aと記載して補助金申請書を作成したものでございます。

○川上委員

こういう仕事の仕方は普通なんですか。補助金申請するときに。普通、普通なんですか、どうなんですか。

○生涯学習課長

当時の事務処理についてはどのような形で、恐らく県のほうとも確認した、この事態を確認しているとは思いますが、そのときのことについては、我々のほうで今、どうこうということで、普通だとかいうことについては、判断しかねるところでございます。

○川上委員

このように、部落解放同盟の関わる事業はズブズブだと言って過言じゃない。だから、ここに書いてある、先ほどから業務改善とか、システムとか言っているのは、部落解放同盟の飯塚市政への重大な人事権に関わることまで干渉している危険性があるんだけど、こういうのは排除しなければ、職場環境の改善はなかなかいかないというふうに思うんだけど、片峯市長はどう思われますか。

○教育部長

先ほど来、地域活動指導員の登用のところでも申し上げましたとおり、外部団体の意向というものの中で行っている事業ではございません。あくまでも委員のほうのご指摘というのは、この事業を行うに当たっては、ないというふうに考えております。

○川上委員

今後、部落解放同盟の各分野にわたる干渉が仮にあったとしても、毅然とした態度をとるというふうに答弁してください。

○教育部長

繰り返しの答弁になりますけれども、事務事業を遂行するに当たって、外部団体の意向を酌むような形で事務事業の遂行は行ってはおりません。

○川上委員

かつては、一言一言の発言を捉えて、それを差別だと言って追及することがありましたよ。今、そういうふうにならないでしょう。そうしたら、本当に人権を侵すハラスメントは絶対許せません。だけど、それはハラスメントだよねということで、逆に加害者というレッテルを貼られて、そして逆にその方が人権を侵されていくというようなことがないのか、非常に難しい問題なんです。だから、せめて職場環境改善の働き方改革をするときに、今部長が言っていたけど、部落解放同盟とか、干渉を絶対許さないということで頑張っていてもらいたいと思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、江口委員から、「子どもの安全」について、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。江口委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○江口委員

つい先日、通園バスの中での園児死亡事故がございました。去年は同じ福岡県内でも同様の事故がございました。そういった事故を防ぐために何ができるのか、その点について絞って所管事務調査をさせていただきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「子どもの安全」について所管事務調査を行うことに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「子どもの安全」についてを議題といたします。江口委員に質疑を許します。

○江口委員

先ほど、園の事故についてお話しましたが、昨年福岡では同様に中間市で事例がございました。そのときに、各園に対して調査を行ったという報道がたしかあったかと思えます。それから、残念ながら1年近くたって、また同様の事件が、県内ではありませんが、起きたわけでございます。改めて飯塚市内の幼稚園、保育園等、通園バスがある施設の状況についてお聞きしたいと思っております。

今回、国のほうも緊急で調査をするという報道がございましたが、飯塚市として、何らかの調査をやられたのかどうか、まずその点からお聞かせください。

○保育課長

この事故を受けまして、9月7日の日に、市内で送迎を実施している11施設に対しまして、送迎時における乗降車時の確認方法、バスドアの施錠状況、出欠の確認方法、急遽、従事者が変更した場合などの対応等について、具体的な実施方法を調査、確認いたしました。また、令和4年9月8日付で福岡県から国の通知も含めまして、保育及び付帯サービスにおける安全管理の徹底についての通知が届きました。安全管理の再確認及び全ての保育従事者への指針の遵守、徹底を要請するよう依頼を受け、令和4年9月9日付で市内の教育・保育の全施設へ安全

管理の再確認及び全ての保育従事者に指針の遵守徹底をするように通知をしたところでございます。

○江口委員

早急に対応していただいているとのこと、非常に嬉しく思います。ありがたく思います。その調査について、ないしまた通知について、よろしかったら資料として提出していただけたらと思っております。委員長においてお取り計らいのほど、よろしくお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できませんでしょうか。

○保育課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 16:31

再開 16:34

委員会を再開いたします。

資料はサイドボックスに掲載されていますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料の説明をお願いします。

○保育課長

まず1と表記しておりますけど、バス送迎を実施している施設における安全管理に関する調査集計表につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、市内のバスを保有している実施園につきましては11施設でございます。1施設当たりのバスの運行台数につきましては、1台保有しているのが1園、2台保有している園が10園、計21台の送迎バスが市内運行いたしております。運転手以外の同乗者につきましては、11施設の全施設が同乗者がいるとの回答でございました。送迎に係る安全管理マニュアルにつきましても全施設作成をしておりました。従事者が変更した際の対応につきましても、全施設で従事者全員で情報共有しており、従事者変更に対応できますということでの回答をいただいております。交代があった場合は細心の注意を払って従事しているということでの回答をいただいております。乗車、降車の確認方法につきましても、全施設で乗車前の点呼、一覧表によるチェック、降車時の個別確認、忘れ物などの最終チェックの実施について行っております。それに加えまして、連絡アプリ、タブレットの活用をしている施設が3施設ございました。出欠の確認方法につきましても、こちらも全施設で出席簿のチェック、朝の会等における保育士によるチェック、欠席時の保護者への連絡を行っております。それに加えまして、連絡アプリと実際の出席状況のチェックをアプリを使用してチェックをしている施設が3施設ございました。最後に登園後のバスドアの施錠につきましては、施錠している施設が8施設、施錠していないという施設が2施設、園内の駐車場では施錠なしが1施設ございました。この調査結果のほうからも、市内の送迎バスの安全管理につきましては問題はないものというふうに考えております。今後につきましては、やはり口頭での聞き取りでございましたので、11施設全部に実地調査を行うことといたしております。

続きまして、保育及び付帯サービスにおける安全管理の徹底についてというファイルをお願いいたします。

まず、1ページにつきましては、国、県からの通知を受けまして、飯塚市のほうで作成した文書でございます。飯塚市のほうから市内の教育・保育、全ての施設に対しまして、保育及び付帯サービスにおける安全管理の徹底についてという通知をさせていただいております。

まず、バスを保有のところににつきましては、再度安全確認をお願いしますということと、一番最後になお書きで、車両送迎を実施されていない施設につきましても、安全管理の徹底についてお願いするというふうな形での通知文を出しております。

続きまして、2ページ目につきましては、国からの通知を受けて福岡県が各市町村に送っている周知文になります。こちらはバスのほうの安全管理の再確認と徹底という形の文書となっております。

続きまして、3ページから5ページ目までですが、こちらは国のほうからの通知文になります。こちら先ほど県のほうが書いてある文を、要約している部分が詳しく書いてある再周知、バスの送迎についての安全管理の徹底という、再周知という文章となっております。

それと続きまして、6ページ目になるかと思えますけど、その後にあります「福岡県保育施設による児童の車両送迎に係る安全管理標準指針」、こちらは令和3年9月に出されております。福岡県のほうが作成して、県内の市町村及び全施設に対して周知をしているものでございます。こちらにつきましては再周知ということで、飯塚市のほうからもこの安全管理標準指針のほうを添付して、この指針については徹底して行っていただきたいということでのお願いの文書が一番上になっております。こちらを添付させていただいております。資料の説明としては以上でございます。

○江口委員

詳細な説明ありがとうございます。また実地調査もこれから行かれるということで非常にありがたいと思います。1点だけ確認なんですけれど、この資料のほう、これ調査に関しては、今の新制度、子ども子育て制度に乗っかっている保育園、認定こども園、そして新制度の幼稚園が対象というふうな理解でよろしいですか。

○保育課長

今委員がおっしゃられている部分とあわせて、現行の幼稚園についての部分と、あと届け出保育施設についても調査をいたしております。

○江口委員

旧制度の幼稚園についてもちゃんとやっていたらいいし、届け出保育施設についてもやっていたらいい。ありがとうございます。非常に安心しました。ぜひこの部分をしっかり徹底をしてやっていただきたいと思います。私、子どもの事故予防議員連盟というところに入っているんですけど、そこでもこの事件に関していろんな議論をやっているんですが、今のほうでもハードによる整備を少し考えていて、補助金を出そうかなという話があったりとか、アメリカの通園バスというのは、鍵を抜いたら音が出て、後ろにまで行かないと音が止まらないとかいう施設があるそうです。それについて同様のものを国内でも試作をして、そのニュース等々がありました。

それこそたった今、子どもの事故予防議員連盟では、都議会の場所を借りてお試しというか、そういった部分をやっているようなんですが、ぜひそういったハードでの整備についてもぜひ、国の補助金が出る出ないもあるかもしれませんが、何らかの策を考えていただきたいと思います。また併せて、もしかしたら同じようなケースが、例えば民間のバス、スイミングスクールがあったりしますよね。また、あと考えられるのが障がい児の施設、通所施設等々で、もしかしたらバスで、例えば学童にも迎えに来られて、連れて行かれているというのはあるとも聞いております。ぜひそういったところも調査の網を広げて、配慮していただきたいということ

要望して、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市立こども図書館整備等検討委員会の設置について」、報告を求めます。

○生涯学習課長

「飯塚市立こども図書館整備等検討委員会の設置について」、ご報告申し上げます。

子どもと保護者が安心快適な環境で読書ができ、読書の楽しみを体験する機会の提供及び読書力と読書を通じて生きる力を育成する支援環境整備のため、飯塚市立穂波図書館を子ども図書館へ改修いたします。改修に当たりまして、飯塚市立こども図書館整備等検討委員会を設置し、子ども図書館の在り方、目指すべき方向性等について意見を聴取し、令和5年度以降は施設の具現化に関する工程とするものでございます。

なお本事業につきましては当該委員会にて意見を聴取いたしていくとともに、市民の皆様へのニーズ調査を実施しながら、計画を進めていきたいと考えておるものでございます。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市文化財保存活用地域計画の策定について」、報告を求めます。

○文化課長

「飯塚市文化財保存活用地域計画の策定について」、ご報告いたします。

資料の飯塚市文化財保存活用地域計画（案）を御覧ください。

この文化財保存活用地域計画とは、飯塚市の区域内における文化財の保存活用に関する総合的な計画であり、文化財保護法に規定される法定計画でございます。

総合計画の下に体系づけられるもので、本市では初めて計画を策定するものでございます。

計画の策定に当たっては、令和3年度から令和4年度にかけて、飯塚市文化財保存活用推進委員会及び飯塚市文化財保護審議会での協議・審議を重ね、本年7月のパブリックコメントを経て、計画案として取りまとめたものでございます。

今後は、本計画の認定申請について、文化庁との協議を行い、本年12月には文化庁の認定を受けることができるよう事務を進めてまいります。

まず、表紙の次にあります目次を御覧ください。計画作成の背景と目的などを示した序章を設けまして、飯塚市の概要を示した第1章から、計画の推進体制を示した第9章までの全10章及び資料で構成をされております。

計画書の1ページをお願いいたします。序章では計画作成の背景と目的、文化財の定義、計画期間などを記載しております。計画期間は令和5年度から令和14年度の10年間としております。

7 ページをお願いいたします。第 1 章では、飯塚市の概要を記載しております。第 1 章の 23 ページの歴史の分野では、原始から近代～現代までの飯塚市の歴史を、時代ごとに整理をして記載しております。

29 ページをお願いいたします。第 2 章では、飯塚市の文化財の概要として、文化財の指定や登録の状況や、文化財の類型別概要などを記載しております。

52 ページをお願いいたします。第 3 章では、飯塚市の歴史文化の特徴を記載しております。その特徴として、(1) 飯塚の礎 (ムラからクニへ)、(2) 人の往来とモノの動き (水陸交通の要衝)、(3) 日本の近代化 (炭鉱遺産)、(4) 伝承の文化の 4 つの視点から整理をいたしました。

56 ページをお願いいたします。第 4 章では、関連文化財群を設定しております。関連文化財群とは、指定・未指定にかかわらず、様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき、一定のまとまりとして捉えたもので、群として捉えることで、本市の歴史文化の特徴や価値を分かりやすく発信し、効果的に活用を図るものでございます。

68 ページをお願いいたします。第 5 章では、文化財の保存・活用に関する方針として、本市が目指す文化財の保存・活用に関する将来像を定めております。その将来像を、「歴史的・文化的遺産を守り育む・文化をつなぐまち」と定め、その実現に向けた 3 つの基本方針を記載しております。

70 ページの第 6 章では、文化財の保存・活用に関する課題、75 ページの第 7 章では、文化財の保存・活用に関する措置、87 ページの第 9 章では、文化財の保存・活用の推進体制を記載し、89 ページ以降に資料として、本計画策定に当たって実施した市民アンケートの結果やワークショップのまとめを掲載しております。

本計画の作成、実施を行うことによりまして、市民・地域・関係団体・文化財部局・庁内関係部局などが総がかりで文化財を守り、生かし、伝える体制を整え、文化財の存続についてつなげていきたいと考えております。

以上で、飯塚市文化財保存活用地域計画の策定について、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

穂波平恒にあります巻き上げ機が 2 機ありますけど、今 1 機だけ何か指定があるんですかね。何に指定しているんですか。

○文化課長

飯塚市の指定となっております。

○川上委員

ちょっと何の指定ですか。

○文化課長

飯塚市の有形文化財に指定をされております。

○川上委員

どちらを指定しているんですかね。飯塚寄りのほうを指定しているんですか。

○文化課長

飯塚市内寄りのほうを指定しております。

○川上委員

2 機あって当たり前と思うんですけど、もう 1 機のほうは指定をしていないんですね。指定していない理由はどういうことでしょうか。

○文化課長

現在、市に指定されておりますものにつきましては、旧穂波町時代に指定をしていたもので、

残る1機について指定されてない理由については、ちょっと今把握をしておりません。

○川上委員

これは検討したことはあるんですか、新市になって。

○文化課長

新市になって検討したことはありません。

○川上委員

検討してもらいたいと思いますけど。

○文化課長

文化的な価値について、今後検討をしたいと考えております。

○川上委員

川を渡ると三菱の中野倶楽部の立派なれんが塀とそれから門扉がすばらしいですね。あれは社会福祉協議会所有になっているんですか。

○文化課長

現在のところは把握できておりませんが、以前そうだったというふうに聞いております。

○川上委員

人の見方、考え方にもよると思いますけれども、私はすばらしいと思う。門扉が特にすばらしい。それで、あの広場というか、更地になっていますけど、未使用状態なんですよ。あれは社会福祉協議会所有と聞いたことがありますので、それから移動して、あのすばらしいのが消えてしまうようなことになれば、非常に財産としては残念だなと。だから、巻き上げ機の1機、2機と中野倶楽部のそれは、1つの塊として考えてみてもいいんじゃないかというふうに思います。先ほど、もう1機の巻き上げ機については考えてみようということでしたけども、その際、中野倶楽部についても考えていただいたらどうかなということで、これは要望しておきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。